

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月29日

【事業年度】 第13期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】 株式会社ツバキ・ナカシマ

【英訳名】 TSUBAKI NAKASHIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役 会長 CEO 高宮 勉

【本店の所在の場所】 奈良県葛城市尺土19番地

【電話番号】 0745-48-2891

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役 副社長 CFO 小原 シェキール

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区本町四丁目2番12号

【電話番号】 06-6224-0193

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役 副社長 CFO 小原 シェキール

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上収益 (百万円)	36,049	39,178	36,886	53,244	74,832
営業利益 (百万円)	5,218	7,110	6,922	6,259	9,942
税引前当期利益 (百万円)	6,427	6,361	6,409	5,266	8,824
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	3,843	4,476	4,632	2,658	6,819
当期包括利益合計 (百万円)	5,447	3,317	2,174	2,804	3,448
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	41,156	45,034	43,992	44,582	45,053
資産合計 (百万円)	91,917	95,197	93,382	139,576	138,681
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	1,049.33	1,132.37	1,114.87	1,120.98	1,128.60
基本的1株当たり当期利益 (円)	98.18	114.06	116.46	67.09	171.45
希薄化後1株当たり当期利益 (円)		111.68	114.50	65.47	167.46
親会社所有者帰属持分比率 (%)	44.8	47.3	47.1	31.9	32.5
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	9.2	10.4	10.4	6.0	15.1
株価収益率 (倍)		15.1	14.6	40.0	9.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,366	7,468	6,675	5,131	8,110
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	677	797	860	43,834	3,351
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,177	408	3,367	31,633	3,158
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	10,452	17,219	19,132	12,001	13,304
従業員数 (名)	1,848	1,897	1,882	3,078	3,076

- (注) 1 当社は第9期より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。
2 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
3 希薄化後1株当たり当期利益については、第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は第9期は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4 株価収益率については、第9期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5 平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第12期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (百万円)	17,551	19,385	18,184	19,396	19,754
経常利益 (百万円)	2,926	2,597	6,397	3,922	3,723
当期純利益 (百万円)	415	1,832	5,580	3,150	3,063
資本金 (百万円)	15,884	16,165	16,298	16,458	16,620
発行済株式総数 (株)	39,221,300	39,769,700	40,029,700	40,340,800	40,653,500
純資産額 (百万円)	26,334	28,717	31,088	31,398	31,427
総資産額 (百万円)	72,476	74,637	76,593	112,157	112,132
1株当たり純資産額 (円)	671.44	722.10	787.89	789.51	787.27
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	178.85 ()	33.00 ()	63.00 (30.00)	64.00 (31.00)	79.00 (39.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	10.61	46.71	140.29	79.53	77.02
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)		45.73	137.93	77.62	75.23
自己資本比率 (%)	36.3	38.5	40.6	28.0	28.0
自己資本利益率 (%)	1.4	6.7	18.7	10.1	9.8
株価収益率 (倍)		36.8	12.1	33.8	21.0
配当性向 (%)	1,685.7	70.6	44.9	80.5	102.6
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	442 [100]	454 [97]	446 [79]	457 [74]	463 [79]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は第9期においては非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3 株価収益率については、第9期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。

4 第9期の配当は、非上場化以降無配が継続していた状況を考慮の上、一時的に実施したものであります。その為、配当性向が上場後の水準を大きく上回っております。

2 【沿革】

旧(株)ツバキ・ナカシマ（実質上の存続会社）はグローバル化が進む世界経済の中で、迅速な意思決定と企業活動を図るため、2007年1月、M E B Oを実施し、非上場化しました。当時、円高ドル安や国内生産コストの上昇により国内自動車メーカーが海外生産を強化するのに歩調を合わせ、当社の重要顧客である国内ベアリングメーカーも海外生産へのシフトを強化し始めており、当社グループの国内需要は減少、海外需要は増加していくことは明らかな情勢でありました。そうした中、中長期に亘り、安定的かつ持続的に企業価値を向上するためには、短期的な業績変動にとらわれず、顧客需要の変化に対応しつつグローバルな経営体質を再構築することが急務となっておりました。

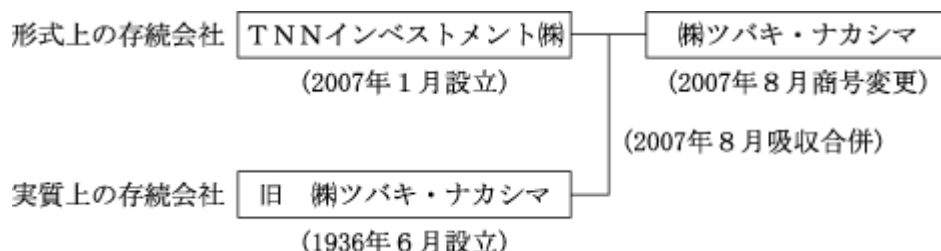
当社の経営方針を理解し中長期的に支援することが期待できる野村プリンシパル・ファイナンス(株)を中核安定株主とし、経営陣及び従業員が一体となって事業運営を行っていくため、M E B Oの実施に踏み切りました。その際、当社（旧T N Nインベストメント(株)、2007年8月1日に(株)ツバキ・ナカシマに商号変更、形式上の存続会社）は、S P C（特別目的会社「Special Purpose Company」の略称）として設立され、旧(株)ツバキ・ナカシマを完全子会社とする株式交換を行った後、同社を吸収合併したものであります。当社は、M E B O実施以降、北米の2工場、メキシコ工場、ハンガリー工場を2008年にかけて閉鎖し、さらに株式の持ち合いを解消するなどバランスシートのリストラに伴う株主資本効率の改善といった経営全般の合理化を図りました。2008年のリーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに世界的金融危機が発生し、当社の事業においても急激かつ大規模な売上縮小が発生いたしました。上述の経営構造改革、また危機に対応するためのさらなるコスト削減策をスピーディーに実施したことにより、業界の多くの企業が赤字決算をする中であって利益率を維持いたしました。こうした体質の強化が金融危機後の景気回復期にあたって当社の利益向上に大きく貢献することとなりました。

2011年3月に主要株主がカーライル・グループに異動し、同社のグローバルなネットワークとプラットフォームを全面的に活用し、中国太倉工場の移転及び拡張、インド工場の設立、Spheric Trafalgar LTD.グループ買収により英国拠点及びタイ生産工場を確保する等、グローバル製造ネットワークの確立を行いました。また、同時に、委員会設置会社（現・指名委員会等設置会社）への移行、グローバル展開に耐え得る組織体制の整備、内部監査体制の強化、IFRSの採用といった経営管理制度の充実、新製品、新技術、新市場開拓への注力による競争力の強化などを図り、グローバル企業として更なる成長を遂げるための体制を整えてきました。

M E B O所期の目的を達成し、より一層の成長と企業価値の向上を図るため、資金調達手段の拡大、世界的信用度・知名度の向上、従業員の士気向上と優秀な社員の確保を図り、経営基盤をさらに盤石なものとするのが重要な経営課題であると認識し、東京証券取引所市場第一部へ2015年12月16日に上場いたしました。

継続的に企業価値を高めると共に継続的な利益ある成長を成し遂げる真のグローバル企業になるという当社グループの戦略目標への達成に向け、2017年7月に米国NN社PBC事業部の買収に合意し、同年8月に買収手続きを完了いたしました。

2017年9月には再上場より約1年9ヵ月が経過し、主要株主であるカーライル・グループよりその保有する当社普通株式を売却したい旨の意向が確認されました。当社といたしましては、市場における当社普通株式の流動性の向上及び株主層の拡大を図る観点から、株式売出しを承認するという判断に至り、同年10月に同グループが所有する全株式の売り出しが完了いたしました。



当社（形式上の存続会社）のM E B Oまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	沿革
2007年1月	東京都千代田区において、T N Nインベストメント(株)設立。
2007年2月	旧(株)ツバキ・ナカシマの株式公開買い付けが成立。
2007年5月	株式交換により、当社は旧(株)ツバキ・ナカシマの完全親会社となる。
2007年8月	子会社である旧(株)ツバキ・ナカシマを吸収合併し、商号を(株)ツバキ・ナカシマに変更。本社を奈良県葛城市に移転。

旧(株)ツバキ・ナカシマ（実質上の存続会社）の沿革は、以下のとおりであります。

年月	沿革
1934年1月	奈良県高市郡金橋村(現・橿原市)に東洋鋼球製作所として創業、鋼球の生産販売開始。
1936年6月	奈良県北葛城郡磐城村(現・葛城市)に工場を移転、合名会社東洋鋼球製作所を設立。
1939年1月	東洋鋼球製造(株)に改組。本社を大阪市南区に設置。
1942年1月	本社を大阪市北区に移転。
1950年3月	東京出張所(東京都)を開設(現・東京事務所)。
1954年8月	椿本鋼球製造(株)に商号変更。
1957年8月	本社を奈良県北葛城郡當麻村(現・葛城市)に移転、大阪営業所を開設(現在は本社に統合)。
1959年3月	大阪地区店頭売買承認銘柄として株式を公開。
1959年9月	名古屋営業所(愛知県)を開設(現・名古屋事務所)。
1959年10月	ボールねじの生産販売開始。
1961年10月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場。
1961年12月	東京証券取引所市場第二部に株式上場。
1967年6月	本社を大阪市北区に移転。
1968年6月	(株)椿本精工に商号変更。
1968年7月	(株)尚球精工(現・椿鋼球(株))へ資本参加。
1969年8月	奈良県大和郡山田市にボールねじ専門工場として郡山工場を設置。
1970年4月	椿薬品工業(株)(現・椿興産(株))を資本金100万円で設立(現・連結子会社)。
1980年11月	ルクセンブルグ証券取引所に上場(1983年3月廃止)。
1988年1月	椿鋼球(株)の全株式を取得(現・連結子会社)。
1988年3月	東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部に市場指定。
1989年3月	(株)中島製作所と資本及び業務の提携。
1990年4月	アメリカのHoover Group, Inc.を買収し、HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. (現・TN GEORGIA, INC.)を設立(現・連結子会社)。
1990年11月	(株)中島製作所の株式を追加取得し、当社の子会社化。
1995年6月	メキシコのBaleros Mexicanos SA de CV. (Tsubaki Hoover Mexico, S.A. de C.V.)を買収。
1995年8月	本社を兵庫県尼崎市に移転。
1996年4月	(株)中島製作所と合併し、商号を(株)ツバキ・ナカシマに変更。
1999年1月	ハンガリーのDAEWOO MGM RTより鋼球製造部門を買収し、Hoover Manufacturing Hungary KFT. (Tsubaki-Hoover Hungary LTD.)を設立。
2000年8月	本社を奈良県北葛城郡當麻町(現・葛城市)に移転。
2002年2月	中国江蘇省にTsubaki-Hoover (Taicang) Co., Ltd. (現・TN TAICANG CO., LTD.)を設立(現・連結子会社)。
2002年6月	(株)管理事業、(株)鋼球事業、(株)ボールネジ、(株)ボールウェイ及び(株)送風機事業を設立し全従業員が転籍。
2003年2月	ポーランドのZaklad Elementow Tocznych Krasnik Sp.Zo.o. (現・TN POLSKA Sp.Zo.o.)を買収(現・連結子会社)。

年月	沿革
2006年3月	中国の重慶鋼球有限責任公司(現. TN CHONGQING CO., LTD.)を買収(現. 連結子会社)。
2007年2月	TNNインベストメント㈱による株式公開買い付けが成立。
2007年5月	TNNインベストメント㈱の完全子会社となる株式交換により東京証券取引所、大阪証券取引所上場廃止。
2007年7月	HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. イーストグランビー工場閉鎖。
2007年8月	TNNインベストメント㈱と合併。同時に㈱ツバキ・ナカシマに商号変更(MEBO完了)。

MEBO実施後の当社の沿革は、以下のとおりであります。

年月	沿革
2007年8月	形式上の存続会社であるTNNインベストメント㈱に吸収合併され、TNNインベストメント㈱の商号を㈱ツバキ・ナカシマに変更(MEBO完了)。本社を奈良県葛城市に移転。
2007年10月	HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. アーウィン工場閉鎖。
2008年1月	Tsubaki-Hoover Hungary LTD. ハンガリー工場閉鎖。
2008年4月	連結子会社である㈱管理事業、㈱鋼球事業、㈱ボールネジ、㈱ボールウェイ、㈱送風機事業、(有)フーパー・テクノサービス、(有)フーパー・パーソナル及び(有)フーパー・サービスを吸収合併。
2008年7月	Tsubaki Hoover Mexico, S.A.de C.V. メキシコ工場閉鎖。
2009年3月	Tsubaki-Hoover Hungary LTD.の全株式を売却。
2010年8月	台湾台中市にTaiwan Tsubaki Nakashima Co., Ltd.(現. TN TAIWAN CO., LTD.)を設立(現. 連結子会社)。
2010年12月	インドにTsubaki Hoover India Pvt., Ltd.(現. TN INDIA PRIVATE LIMITED)を設立(現. 連結子会社)。
2011年3月	Tsubaki Hoover Mexico, S.A.de C.V.の全株式を売却。
2012年11月	決算期を3月31日から12月31日に変更。
2013年1月	シンガポールにTSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD.(現. TN ASIA PTE.LTD.)を設立(現. 連結子会社)。
2013年4月	監査役会設置会社から委員会設置会社(現. 指名委員会等設置会社)へ移行。
2013年6月	英国のSpheric Trafalgar LTD.(現. TN UNITED KINGDOM, LTD.)、タイのSpheric Trafalgar (Thailand) LTD.(現. TN RAYONG., LTD.)を買収(現. 連結子会社)。
2015年2月	大阪市中央区に本社事務所を開設。
2015年8月	韓国にTSUBAKI NAKASHIMA KOREA CO., LTD.(現. TN KOREA PTE.LTD.)を設立(現. 連結子会社)。
2015年12月	東京証券取引所市場第一部に株式上場。
2017年8月	米国NN社PBC事業部を買収。

3 【事業の内容】

当社グループは、奈良に本社を置く当社及び国内外の連結子会社24社により構成されております。主な事業として、精密球（プレジジョン・コンポーネントビジネス）、精密ローラー（同）、ボールねじ及び送風機（リニアビジネス）の製造販売を行っております。当社グループは、日本に加え、米国、ポーランド、イタリア、オランダ、スロバキア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、タイ及びインドにて製造販売、また、台湾、英国、シンガポール及び韓国にて当社製品の販売を行っております。

プレジジョン・コンポーネントビジネスは、2018年12月期における当社グループ売上収益のおよそ92%の事業であり、顧客の厳しい要求に合った様々な材質、サイズの20,000種類を超える幅広い高品質精密球を製造販売しております。さらに、幅広い範囲の精密球の在庫を十分な水準で保有しているため、通常は顧客に対して短い納期で納入することができます。

精密球は主に重要な構成要素としてボールベアリングに使用され、自動車や工作機械のような最終製品の品質、信頼性を確実なものとしております。精密ローラーは主に、当社グループの精密球と類似の用途に加えて、油圧ポンプ及びモーター等の一定の非ベアリング用途にも使用されます。

当社グループは幅広い用途に最適であり、大きな成長が期待できる新素材セラミック球の効率的な製造技術を開発いたしました。セラミック球は通常の鋼球に対し耐久性、省エネ等ほぼすべての能力に大きな利点があります。当社グループの新素材セラミック球は供給量の確保や製造コストを削減する事に成功いたしました。

また、当社グループはボールペンのペン先ボールや医療用のプラスチック球のような様々な非ベアリング用途も製造販売しております。

リニアビジネスは、主に精度を左右する部品として工作機械等に使用されるボールねじ（直動軸受案内）及び中・大型送風機を製造販売しており、2018年12月期における当社グループ売上収益のおよそ7%の事業であります。今後は得意としている中・大型ボールねじの更なる改良・発展を目指していく考えであります。

その他は、2018年12月期における当社グループ売上収益のおよそ1%の事業となっており、不動産の賃貸等を行っております。

主な製品の特徴と用途は以下のとおりであります。

製品		製品の特徴と用途
プレジジョン・コンポーネント ビジネス	精密球	玉軸受用鋼球
		セラミック球
		超硬合金球
		ガラスボール
		プラスチック球
		カーボン鋼球
精密ローラー	テーパローラー (円すいころ)	
	シリンダリカルローラー (円筒ころ)	
	スフェリカルローラー (球面ころ)	

製品		製品の特徴と用途
リニア ビジネス	ボールねじ等	当社グループは、工作機械等の稼働部分の精度を左右する部品として、精密な回転技術を応用したボールねじ（直動軸受案内）といった部品を製造販売しております。主要製品であるボールねじは、精密ボールねじ、高負荷用ボールねじ、精密ミニチュアボールねじ、リテーナー入り精密ボールねじ、中空軸ボールねじ、精密転造ボールねじ、一般産業用ボールねじ等、多岐にわたる商品群を有し、サイズもミニチュアから超大型まで様々な機械の稼働部分の主要部品として用いられております。主な用途といたしましては工作機械、射出成形機、半導体製造装置、産業ロボット、計測機器、医療機器等に使用されております。また、特殊な用途といたしましては過酷な条件下で高い安全性が問われる航空機用や確かな技術、精度が要求される原子力発電所の制御棒コントロール用にも使用されております。
	遠心送風機等	当社グループは、中・大型遠心送風機を製造しており、各施設の用途に応じた、高効率、高圧力、大風量、低騒音型の遠心送風機等を製造販売しております。主に、製鉄所、火力発電所、原子力発電所、セメントプラントなどの主要部に使用されております。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権 の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金 取引等 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) TN AMERICAS, INC.	米国 ジョージア州	USドル 1,654	その他	100.0	兼任 4名	貸付金 1,700		
TN GEORGIA, INC.	米国 ジョージア州	USドル 1,000	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 1	兼任 5名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN MICHIGAN, LLC.	米国 ミシガン州	USドル 41,307,261	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 2	兼任 5名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN AMERICAS INTERNATIONAL, INC.	米国 ジョージア州	USドル 1,000	その他	100.0 (100.0) 3	兼任 2名			
TN TENNESSEE, LLC.	米国 テネシー州	USドル 0	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 1	兼任 3名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN POLSKA Sp. z o.o.	ポーランド クラシュニツ ク市	ズロチ 73,729,000	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 4	兼任 1名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN EUROPE, B.V.	オランダ ユトレヒト州	ユーロ 18,000	その他	100.0 (100.0) 5	兼任 2名			
TN EUROPE INTERNATIONAL, B.V.	オランダ ユトレヒト州	ユーロ 18,000	その他	100.0 (100.0) 6	兼任 2名			
TN NETHERLANDS, B.V.	オランダ ユトレヒト州	ユーロ 18,100	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 7	兼任 2名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN ITALY, S.P.A.	イタリア ピエモンテ州	ユーロ 24,885,200	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 6	兼任 5名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN SLOVAKIA, S.r.o.	スロバキア ジリナ県	ユーロ 14,004,827	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 7	兼任 1名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN BOSNIA DOO KONJIC	ボスニア・ヘルツェゴビナ ネトヴァ県	マルカ 4,578,937	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	99.9 (99.9) 8	兼任 1名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN TAICANG CO., LTD.	中国 江蘇省太倉市	人民元 180,079,700	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 4	兼任 4名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	
TN CHONGQING CO., LTD.	中国 重慶市	人民元 65,000,000	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 4	兼任 4名		当社仕入製品の 購入先及び 当社製品の販 売先	

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権 の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金 取引等 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借
TN KUNSHAN CO., LTD.	中国 江蘇省昆山市	人民元 124,319,187	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 9	兼任 5名		当社仕入製品 の購入先及び 当社製品の販 売先	
KUNSHAN TN TRADING CO., LTD.	中国 江蘇省昆山市	人民元 500,000	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 10	兼任 5名		当社製品の販 売先	
TN INDIA PRIVATE LIMITED	インド ダードラー及 びナガル・ ハーヴェー リー連邦直轄 領	インドルピー 199,868,620	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 11	兼任 1名	貸付金 277	当社製品の販 売先	
TN UNITED KINGDOM, LTD.	英国 ウエスト・サ セックス州	ポンド 250,000	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 5	兼任 1名		当社製品の販 売先	
TN RAYONG., LTD.	タイ ラヨン県	バーツ 80,000,000	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (99.9) 12	兼任 1名		当社製品の販 売先	
TN ASIA PTE. LTD.	シンガポール	シンガポールド ドル 32,930,000	その他	100.0	兼任 3名	立替金 36,349		
TN TAIWAN CO., LTD.	台湾 台中市	台湾ドル 7,000,000	リニア ビジネス	95.0			当社仕入製品 の購入先	
TN KOREA CO., LTD.	韓国 ソウル市	韓国ウォン 100,000,000	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0 (100.0) 5	兼任 3名		当社製品の販 売先	
椿鋼球(株)	奈良県葛城市	百万円 80	プレシ ジョン・ コンポー ネントビ ジネス	100.0	兼任 2名		当社仕入製品 の購入先	土地、事 務所の賃 貸
椿興産(株)	奈良県葛城市	百万円 20	その他	100.0	兼任 3名		当社に対する 保険業務代行	事務所の 賃貸

(注) 1 「主要な事業の内容」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 TN MICHIGAN, LLC.、TN POLSKA Sp. z o.o.、TN ITALY, S.P.A.、TN SLOVAKIA, s.r.o.、TN TAICANG CO., LTD.、TN KUNSHAN CO., LTD.、TN UNITED KINGDOM, LTD.、TN ASIA PTE. LTD.及び椿鋼球(株)は特定子会社に該当しております。

3 TN MICHIGAN, LLC.はパートナーシップであり、このパートナーシップのパートナーは、TN AMERICAS, INC.とTN AMERICAS INTERNATIONAL, INC.であります。

4 子会社の議決権の所有[被所有]割合欄の()内は、間接所有割合を内数で示しており、その所有会社は次のとおりであります。

- 1 TN AMERICAS, INC. 100.0%
- 2 TN AMERICAS, INC. 70.0%、TN AMERICAS INTERNATIONAL, INC. 30.0%
- 3 TN GEORGIA, INC. 100.0%
- 4 TN AMERICAS INTERNATIONAL, INC. 100.0%
- 5 TN ASIA PTE. LTD. 100.0%
- 6 TN EUROPE, B.V. 100.0%
- 7 TN ITALY, S.P.A. 100.0%
- 8 TN EUROPE, B.V. 99.9125%
- 9 TN EUROPE INTERNATIONAL, B.V. 100.0%
- 10 TN KUNSHAN CO., LTD. 100.0%
- 11 TN AMERICAS INTERNATIONAL, INC. 99.9%、TN AMERICAS, INC. 0.1%
- 12 TN UNITED KINGDOM, LTD. 99.8%、TN ASIA PTE. LTD. 0.1%

5 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

- 6 TN TENNESSEE, LLC.については、売上収益（連結会社相互間の内部売上を除く。）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。直近事業年度の主要な損益情報等は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	主要な損益情報等				
	売上収益	税引前利益	当期利益	資本合計	資産合計
TN TENNESSEE, LLC.	8,602	226	352	8,906	12,304

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
プレシジョン・コンポーネントビジネス	2,827
リニアビジネス	222
その他	1
全社(共通)	26
合計	3,076

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3 平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
463	41.7	9.3	4,946

セグメントの名称	従業員数(名)
プレシジョン・コンポーネントビジネス	267 (59)
リニアビジネス	169 (20)
その他	1
全社(共通)	26
合計	463 (79)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3 従業員数欄の(外書)は、年間平均臨時雇用人員数であります。
4 臨時従業員には、パートタイム及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び国内連結子会社には、労働組合はありません。ただし、海外連結子会社の一部に労働組合が組織されております。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

”さらなる利益ある成長”を実現し、企業価値向上を継続的に創造し続ける、輝く企業を目指します。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは売上収益、EBITDA、フリーキャッシュフロー（FCF）を重視する経営管理を行っております。

(3) 中長期的な経営戦略、経営環境及び対処すべき課題等

当社グループは2007年以降の非公開期間において、海外拠点網を完成させ、セラミック球・ガラスボール等の新製品の開発・量産・量販を軌道にのせ、2015年12月16日に東京証券取引所に再上場いたしました。そして、再上場によりグローバル市場において、さらなる利益ある成長と企業価値向上を実現するための一歩を踏み出しました。2017年8月17日には米国NN社PBC事業部の取得が完了し、この新たなる基盤をもとに”新生ツバキ・ナカシマ”として飛躍的な利益ある成長を開始いたしました。

2018年6月4日には2018年を開始年度とする新中計「2018-2020 中期経営戦略」を公表しました。新中計ではコンプライアンス厳守の企業文化を定着させ、中期経営目標達成のため、成長、QCDSの一層の向上、グローバルコントロールの進化の3つの領域でのシナジー実現を図り、一層の利益ある成長と企業価値の向上を図ってまいります。また、2018年2月28日付の「当社が販売した製品の一部に関する不適切な行為について」にて公表しております葛城工場で起きた不適切行為の再発防止のため、CEO直轄の再発防止委員会を設置し、改革を足早に且つ粘り強く推進しております。

2019年12月期の業績につきましては、売上収益770億円（対前年2.9%増）、営業利益117億円（同17.7%増）、一株当たり年間配当81円（同2.5%増）を目指します。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制の新設・改廃、違反等によるリスク

事業展開をしている国内外において、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、製造物責任法、独占禁止法、知的財産権法、外国為替及び外国貿易法等、様々な法規制下にあります。当社グループは、法令遵守を基本としておりますが、万が一当社グループがかかる法的規制に違反した場合には、罰金、業務停止その他の制裁が課され、当社グループの社会的評価及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、今後さらにその規制が強化された場合、事業活動における影響が懸念され、費用負担増も予想されます。このような規制が行われた場合には、業績などに影響を与える可能性があります。

なお、当社は、鋼球等の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2014年1月21日に公正取引委員会による立入調査を受け、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。また、2014年9月9日、同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、1,325百万円の課徴金を納付しております。また、2018年1月9日に韓国の公正取引委員会は、韓国国内における精密鋼球の取引に関して、2005年から2013年までの期間において、当社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、当社への是正措置命令および課徴金434百万ウォン（約46百万円）の支払い命令を出すことを決定し、すでに納付しております。

(2) 有利子負債に関するリスク

当社グループは、多額の有利子負債の元金支払のために、また、特にプレジジョン・コンポーネントビジネスにおいて十分な在庫を維持するための資金を確保するために追加借入又は資産の売却等による資金調達を必要とする可能性があります。こうした資金調達を行うことができるか否かは、金融市場の状況、当社の資産の売却先の有無等様々な要因に依存しております。さらに、金利が上昇した場合には、金利負担が増加することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料の価格の上昇、調達等に伴うリスク

当社グループの事業活動には、原材料及び部品等が適時、適切に納入されることが必要であります。その一部については、原材料及び部品等の特殊性から購入先が限定され、代替品を入手することが困難なものがあります。かかる原材料及び部品等について供給遅延等が生じた場合、又はそれらの購入先との間で取引関係の終了や生産能力の問題が生じた場合、必要な原材料及び部品等が不足すること、又は購入するための費用負担が増加することにより、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。また、新興国の景気変動や世界的な経済情勢等により原材料価格が上昇した場合、製品価格への反映や歩留まり向上等によるコストダウンによる吸収を図っておりますが、想定以上の上昇により、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(4) 知的財産権リスク

当社グループは、事業活動、事業展開に有用なノウハウや製造技術及び特許権、商標権などの知的財産権の取得及び保護に努めております。また、他社の知的財産権に対しても問題が発生しないよう細心の注意を払っております。しかしながら、当社グループのノウハウや製造技術が漏洩したり、他社が当社グループの知的財産権を侵害した場合、又は当社グループが意図せず他社の知的財産権を侵害した場合、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(5) 海外事業の展開に伴うリスク

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、中国、アメリカ、ポーランド、台湾、インド、タイ、イタリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、オランダ及びスロバキアに海外製造拠点を有しております。また、将来において上記以外の海外市場に進出する可能性もあります。しかしながら、これらの海外市場における事業展開には、投下資本の回収が当初の事業計画どおり進まないリスク、生産拠点の統廃合や撤退に伴うリスクのほか、次のような海外事業展開に共通のリスクがあります。

- 各国の予期しない法律や規制の変更
- 社会・政治及び経済状況の変化又は治安の悪化
- 輸送の遅延及び電力等のインフラの障害
- 各種税制の不利な変更又は課税
- 保護貿易諸規制の発動
- 異なる商習慣による取引先の信用リスク等
- 雇用制度及び社会保険制度の違い
- 労働環境の変化や人材確保・教育の困難性
- 知的財産保護の困難性
- 疫病の発生
- 為替リスク

(6) 製品の欠陥に伴うリスク

当社グループは、国内外で行う事業活動において、製品の欠陥により第三者が損害を被った場合、当該製品のリコール対応に多大な費用負担を余儀なくされ、又は製造物責任法に基づく民事賠償責任を負う可能性があります。当社グループは、高品質で安全な製品を供給しておりますが、予期しない問題が発生した場合、当社グループの社会的評価が低下するなど、業績などに影響を与える可能性があります。

(7) 経済環境に関するリスク

当社グループの製品の需要は、自動車、電子機器、消費財及び工作機械等の最終製品の需要に左右され、工業生産量の全体的な落ち込み及びこれに伴う最終製品市場の悪化の影響を受ける傾向があり、特に当社の製品は自動車産業の市場悪化の影響を強く受ける傾向があります。また、世界的な経済環境の悪化に起因する各産業セクターにおける生産の減少も、当社グループの製品の需要を減少させ、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(8) 顧客集中に関するリスク

当社グループの製品の大半は、比較的少数の製造業者（特に、鋼球についてはボールベアリングの製造業者、ボールねじについては工作機械及び射出成形機の製造業者）を主要な顧客としており、当社グループとこれらの主要な顧客との関係が悪化した等の理由により主要な顧客を失った場合には、当社グループの業績などに影響が生じる可能性があります。

(9) セラミック球の製造及び販売に関するリスク

セラミック球の製造及び販売は、当社グループの重要な事業戦略の1つであります。品質の確保、原材料の入

手、素球の生産能力の十分な確保及びセラミック球の採用に関する顧客の承諾・認証プロセス等が当社の想定どおりに進まない場合や、競合製品が登場した場合又は当社がセラミック球に関する知的財産権を十分に保護できない場合には、当社グループの将来的な業績などに影響が生じる可能性があります。

(10) 他社競合リスク

当社グループは、顧客や市場ニーズに対応した高品質で安全な商品、サービスを提供することに全力を挙げて取り組んでおります。しかしながら、当社グループは他社との競合に晒されており、今後において、品質、価格、在庫量及びマーケティング等に関連して競合他社に対して十分な競争力を確保できない場合には、当社グループの売上が減少する可能性があります、その場合業績などに影響を与える可能性があります。

(11) 環境問題リスク

当社は、環境保全活動を重要な経営方針の一つとして、その充実を図っておりますが、環境問題を引き起こし、損害の賠償、生産の停止、社会的評価の低下等の可能性、又は新しい規制への対応による費用負担の増加等により、業績などに影響を与える可能性があります。

(12) 財務報告に係る内部統制

当社グループでは、財務報告の信頼性に係る内部統制の構築及び運用を重要な経営課題の一つとして位置づけ、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでおりますが、内部統制報告制度の運用開始後、当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性があります。また、将来にわたって常に有効な内部統制を構築及び運用できる保証はなく、さらに、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかった場合や、財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

(13) 固定資産の価格下落

当社グループが保有している固定資産について、時価の下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(14) のれんの減損

のれんの減損テストについては各資金生成単位で行っており、プレジジョン・コンポーネントビジネスについては主に世界の自動車需要や産業機械需要の動向により影響を受け、リニアビジネスについては主に設備投資関連需要の影響を受ける事となります。プレジジョン・コンポーネントビジネスは比較的広いエンドユーザーを持っており、個々の需要動向の影響が薄まる傾向にあります。リニアビジネスについては設備投資関連需要への依存度が高い傾向にあります。当社グループが保有しているのれんについて、収益性の低下等に伴い資産価値が減少した場合、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(15) 災害の発生

当社グループの生産拠点において、地震、風水害、火災等の災害又は事故が発生した場合は、事業所ごとに自衛団を組織して、被害を最小限にとどめるべく努力をいたしますが、被害状況によっては、又は社会インフラの損壊など予想を超える事態が生じた場合には、当該生産拠点における生産活動が停止し、製品の出荷が停止若しくは遅延し、又は設備の修理、代替等のため多大な損失・費用を被る可能性があります。また、新型インフルエンザ等の感染症及び国内外の電力供給問題等の発生により当社グループの生産能力が悪影響を受ける可能性があります。これらの事象が発生した場合、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(16) 人事労務及び経営陣に関するリスク

当社グループの事業においては、国内外において専門性の高い熟練した従業員を確保する必要があり、かかる従業員を確保できない場合、当社グループの事業に影響が生じる可能性があります。また、当社グループは一定の経営陣及び幹部従業員に依存しておりますが、当社グループの経営陣及び幹部従業員が大量に流出した場合にも、当社グループの事業及び業績などに影響が生じる可能性があります。

(17) 成長戦略に関するリスク

当社グループは、精密ボール業界内におけるリーディングメーカーの地位の維持・発展を実現すべく2018年を開始年度とする中期経営計画（3ヶ年）を策定/公表しております。当該中期経営計画は当社グループのコントロールが及ばない事項を含む、多くの前提に基づいたものとなっております。したがって、当社グループが中期経営計画を成功裡に実施し又は成長目標を達成できるという保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性も否

定できません。

(18) NN社のPBC事業部買収に関するリスク

欧州及び北米で、スチールボールについて強いプレゼンスを有するPBC事業部の買収は、ローラー市場への当社グループの参入の契機となると共に、2016年10月に公表した当社グループの中期経営計画にも沿ったものになります。しかし、当社グループが、PBC事業部の統合に成功し、2018年以降に期待している費用面のシナジーを実現するためには、以下の不確実性の影響を受けます。

- ・PBC事業部のインフラ、経営及び情報システムを、当社グループの既存事業と結合させる過程で、重大な課題に直面する可能性があります。
- ・基準、統制、手続、会計その他の方針並びに企業風土及び報酬体系を同等にすることについて困難が生じる可能性があります。
- ・ローラー市場への参入にあたり、新たな不測の課題に直面する可能性があります。
- ・余剰部分の特定及び排除並びにその他の費用削減を見込みどおりに達成することができない可能性があります。
- ・顧客が供給元の分散を試みる場合などにおいて、当社グループ又はPBC事業部の既存の顧客関係を十分に活用することにより買収後の当社グループの連結売上収益を十分に増加させることができない可能性があります。

また、当社グループの2018年12月期における海外売上比率は75%であり、PBC事業部買収に伴い、より大きな為替変動リスクにさらされることになりました。さらに、PBC事業部の買収資金を借入れたことにより、当社の銀行借入額が増加しております。

当社グループは、事業における買収、他社への投資、ジョイントベンチャー又はこれらに類似する取引を定期的に検討しており、適切な条件が満たされた場合にはかかる取引を実行します。買収又は類似の投資が当社グループの見込んだ業績及び財務成績を生み出さない場合、当社グループは、追加で財務資源又は経営資源を投入することが必要となる可能性があります。当社グループが買収又は類似の投資について期待された効果を実現することができるか否かは、多数の要素及び仮定に依拠しており、当社グループの拡大戦略が期待された結果を出す保証はなく、また、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼさないという保証はありません。

(19) 当社が販売した製品の一部に関する不適切な行為についてのリスク

2018年2月28日、当社葛城工場（奈良県葛城市）が販売した一部製品において、葛城工場で生産すべき製品の生産が追いつかず、この補填として、お客様からの事前承認を得ることなく、当社中国直営工場又は仕入れ先の中国鋼球メーカーが生産した精密鋼球製品を輸入し出荷していたことが判明しました。又、出荷関連データの書き換えを行い、葛城工場生産製品として出荷していたことも判明したため、公表を行っております。

その後、本件に関する事実の認定、発生原因の究明、再発防止策についての調査及び提言を目的として、外部専門家で構成される外部調査委員会を設置し、2018年5月24日付で「外部調査委員会報告書」を受領しております。これを受けて、2018年6月4日付で「外部調査委員会報告書を受けての当社の対応等についてのお知らせ」を開示しております。本件不適切行為により、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当期における世界経済は、全体としては堅調に推移しましたが、米中貿易摩擦の激化、不安定な欧米の政治情勢、地政学リスクの高まり、資源価格の高騰等により景気減速懸念が高まりました。国内においては、相次ぐ自然災害により一部経済には影響がりましたが、緩やかな回復基調が継続しました。

このような状況の中、企業努力を続け、当期の売上収益は前期比40.5%増の74,832百万円（在外連結子会社の為替換算影響を除いた増減は39.3%増、うち前連結会計年度に米国NN社より取得したPBC事業部（以下「旧PBC事業部」）の売上収益は31,974百万円）となりました。

利益面につきましては、営業利益は前期比58.8%増の9,942百万円（一時費用及び在外連結子会社の為替換算影響を除いた増減は62.9%増、うち旧PBC事業部の営業利益は2,468百万円）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比156.6%増の6,819百万円（一時費用及び在外連結子会社の為替換算影響を除いた増減は172.0%増、うち旧PBC事業部の親会社の所有者に帰属する当期利益は1,825百万円）となりました。

このように、当社グループは「“Further Profitable Growth（さらなる利益ある成長）”を実現し、企業価値を継続的に創造し続ける輝く企業を目指す」という経営理念のもと、飛躍的な利益ある成長を開始し“新生ツバキ・ナカシマ”として、社会とお客様に一層貢献できる企業をめざし努力を継続していく所存であります。

セグメント業績を示すと、次のとおりであります。

プレジジョン・コンポーネントビジネス

前連結会計年度において、旧PBC事業部の譲受けを目的とした株式取得によりTN TENNESSEE, LLC.他8社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来の「ボールビジネス」を「プレジジョン・コンポーネントビジネス」にセグメントの名称を変更しております。

プレジジョン・コンポーネントビジネスの売上収益は、前期比44.4%増の68,864百万円となりました。セグメント利益（営業利益）につきましては、前期比59.0%増の8,899百万円となりました。

リニアビジネス

リニアビジネスの売上収益は、前期比7.7%増の5,595百万円となりました。セグメント利益（営業利益）につきましては、前期比121.0%増の713百万円となりました。

その他

その他の売上収益は、前期比0.2%増の373百万円となりました。セグメント利益（営業利益）につきましては、前期比3.5%減の330百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は13,304百万円と前連結会計年度末と比べ1,303百万円の増加となりました。当連結会計年度の各活動におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは8,110百万円の収入となりました。主な要因は、税引前当期利益が8,824百万円となり、減価償却費及び償却費3,279百万円、営業債権及びその他の債権の減少1,124百万円、営業債務及びその他の債務の増加385百万円などのキャッシュの増加要因があった一方で、たな卸資産の増加2,510百万円、法人所得税等の支払額2,988百万円などのキャッシュ減少要因がありました。

投資活動によるキャッシュ・フローは3,351百万円の支出となりました。主な要因は有形固定資産の取得による支出3,083百万円、無形資産の取得による支出202百万円、子会社株式の取得による支出90百万円によります。

財務活動によるキャッシュ・フローは3,158百万円の支出となりました。主な要因は、配当金の支払額2,861百万円、長期借入金の返済による支出155百万円、自己株式の取得による支出468百万円、新株予約権の行使による収入326百万円によります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2017年12月期	2018年12月期
親会社所有者帰属持分比率(%)	31.9	32.5
時価ベースの親会社所有者帰属持分比率(%)	76.5	46.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	1,415.1	888.6
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	9.6	10.0

親会社所有者帰属持分比率：親会社所有者帰属持分 / 総資産

時価ベースの親会社所有者帰属持分比率：株式時価総額 / 資産合計

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 支払利息

- (注) 1 IFRSに基づく連結ベースの財務数値により計算しております。
2 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。
3 キャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。
4 有利子負債は連結財政状態計算書に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
プレジジョン・コンポーネント ビジネス	43,204	97.4
リニアビジネス	5,873	111.3
合計	49,077	98.9

- (注) 1 上記の金額は、平均販売価格で表示しております。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
プレジジョン・コンポーネントビジネス	7,323	99.4
リニアビジネス	82	84.5
合計	7,405	99.2

- (注) 1 上記の金額は、平均仕入価格で表示しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
プレジジョン・コンポーネントビジネス	-	-	-	-
リニアビジネス	6,921	104.6	5,314	127.3
合計	6,921	104.6	5,314	127.3

- (注) 1 プレジジョン・コンポーネントビジネスの生産方式は、見込生産のため該当事項はありません。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
プレジジョン・コンポーネントビジネス	68,864	144.4
リニアビジネス	5,595	107.7
その他	373	100.2
合計	74,832	140.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)		当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
A B S K F	7,016	13.2	15,734	21.0
N T N(株)	6,342	11.9	9,061	12.1

- (注) 上記の金額には当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する販売高を含めております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

当社グループの財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに基づき作成しております。重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3 重要な会計方針」に記載しております。

連結財務諸表の作成においては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りが必要であります。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

売上収益

当連結会計年度の売上収益は、旧PBC事業部の統合が進捗したことにより、前連結会計年度に比べ40.5%増加の74,832百万円となりました。事業別に見ますと、プレジジョン・コンポーネントビジネスでは前連結会計年度に比べ44.4%増加の68,864百万円、リニアビジネスでは前連結会計年度に比べ7.7%増加の5,595百万円、その他では前連結会計年度に比べ0.2%増加の373百万円となりました。

売上原価、売上総利益

売上原価は、原材料価格の高騰、及びそれに伴う販売価格への転嫁にタイムラグが生じたこと等により、前連結会計年度に比べ42.8%増加の57,705百万円、売上総利益は前連結会計年度に比べ33.5%増加の17,127百万円となりました。売上原価率は、前連結会計年度に比べ1.2ポイント上昇し、77.1%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、不適切な行為への対応、並びに旧PBC事業部における構造改革費用等の一時的な費用が発生したことにより、前連結会計年度に比べ8.0%増加の7,168百万円となりました。販売費及び一般管理費の売上収益に対する比率は、前連結会計年度に比べ2.9ポイント下落し9.6%となりました。

営業利益

営業利益は前連結会計年度に比べ58.8%増加の9,942百万円となり、売上収益に対する比率は1.5ポイント上昇し13.3%となりました。事業部別に見ますと、プレジジョン・コンポーネントビジネスでは前連結会計年度に比べ59.0%増加の8,899百万円、リニアビジネスでは前連結会計年度に比べ121.0%増加の713百万円、その他では前連結会計年度に比べ3.5%減少の330百万円となりました。

法人所得税費用

法人所得税費用は、米国の税制改正等の影響により、前連結会計年度に比べ23.3%減少の2,002百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益

これらの結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度に比べ156.6%増加の6,819百万円となりました。

EBITDA

EBITDA（営業利益＋減価償却費及び償却費）は前連結会計年度に比べ53.5%増加の13,221百万円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては「第2事業の状況 2事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 経営戦略の現状と見直しおよび経営者の問題認識と今後の方針

経営戦略の現状と見直しおよび経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2事業の状況 1経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況に関する分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、「第2事業の状況 3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 資本の財源及び運用についての分析

当連結会計年度末の流動資産は、前期末に比べ1,352百万円増加し54,469百万円となりました。これは主に現金及び現金同等物が1,303百万円、たな卸資産が1,700百万円増加し、営業債権及びその他の債権が1,993百万円減少したことによります。

非流動資産は前期末に比べ2,247百万円減少し84,212百万円となりました。これは主に有形固定資産が1,333百万円、無形資産及びのれんが853百万円減少したことによります。

流動負債は前期末に比べ8,224百万円増加し19,395百万円となりました。これは主に借入金が8,500百万円増加し、未払法人所得税等が240百万円減少したことによります。

非流動負債は前期末に比べ9,593百万円減少し74,206百万円となりました。これは主に借入金が9,025百万円、繰延税金負債が287百万円減少したことによります。

資本は前期末に比べ474百万円増加し45,080百万円となりました。これは主に利益剰余金が3,913百万円増加した

ものの、自己株式が468百万円増加し、その他の資本の構成要素が3,329百万円減少したことによります。

なお、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度については、暫定的な会計処理の確定による取得対価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。

(7) 資金需要及び財務政策

当社グループの資金需要は主に設備投資及び運転資金であります。

現在、設備投資資金につきましては、内部資金、銀行借入金及び社債発行により資金調達をすることとしております。また、今後につきましては、健全な財政状態の維持を図っていくとともに資本効率を高めてまいります。

(8) 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

国際会計基準により作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

(のれんの償却に関する事項)

日本基準において、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却することとしておりましたが、国際会計基準では国際会計基準移行日以降の償却を停止しております。

この影響によりIFRSでは日本基準に比べて、前連結会計年度におきましては、のれん償却額（販売費及び一般管理費）が2,021百万円減少しております。当連結会計年度におきましては、のれん償却額（販売費及び一般管理費）が2,477百万円減少しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、精密球、精密ローラー、直動軸受システム、送風機の専門メーカーとして、ユーザーの多様化するニーズに適応した製品を供給するため、各事業部において研究開発に取り組んでおり、それぞれの事業の中心となる製品についての研究開発を進めております。

現在の研究開発は当社グループの各技術部門において、プレジジョン・コンポーネントビジネス及びリニアビジネスを中心に推進しております。当連結会計年度の研究開発費は525百万円となっております。

セグメントごとの研究の目的、主要な課題、研究成果及び研究開発費は次のとおりであります。なお、当連結会計年度はその他においては、研究開発活動を行っておりません。

(1) プレジジョン・コンポーネントビジネス

プレジジョン・コンポーネントビジネスにおいては、精密球及び精密ローラーの精度向上が極限迄要求されております。精密球及び精密ローラー品質の中でユーザーがどの特性を重視しているかを調査し、これらの需要にいち早く応えるため超高精度の精密球及び精密ローラーを安定して生産する加工技術の確立に向けての研究開発を行っております。当連結会計年度の研究開発費は513百万円となっており、一部のサイズについては生産技術及び加工方法を確立し需要に応えることができました。

(2) リニアビジネス

リニアビジネスにおいては、ボールねじについては市場ニーズの変化に応えるため、より安価で経済性に優れた加工方法で製品化する研究を進めており、送風機については年々厳しくなるユーザーの技術的要求に対処すべく、有限要素法を用いた解析を行って構造改善に取り組んでおります。当連結会計年度の研究開発費は12百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度中の設備投資（有形固定資産のほか無形資産を含む）につきましては、主に設備更新及びボトルネック工程への投資として、プレシジョン・コンポーネントビジネスでは3,124百万円、リニアビジネスでは238百万円実施し、連結では3,362百万円の設備投資を行いました。所要資金については自己資金を充ちいたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本店及び鋼球事業所 (奈良県葛城市)	プレシジョン・ コンポーネント ビジネス 全社(共通)	本店及び 生産設備	332	1,277	1,737 (51,929)	44	3,390	269 (59)
本社事務所 (大阪府中央区)	全社(共通)	本社機能	21	-	-	34	55	17
精機事業所 (奈良県大和郡山市)	リニアビジネス	生産設備	94	780	1,043 (23,397)	35	1,952	123 (18)
送風機事業所 (長崎県佐世保市)	リニアビジネス	生産設備	202	110	65 (75,983)	12	389	39 (1)
その他 (兵庫県尼崎市)	その他	賃貸 不動産	-	-	3,755 (19,066)	-	3,755	1

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 事業所名「その他」の土地は、連結会社以外へ賃貸しております。
3 帳簿価額「その他」は、工具、器具及び備品、並びに無形資産（のれんを除く）であります。
4 従業員数欄の（外書）は、年間平均臨時雇用人員数であります。
5 臨時従業員には、パートタイム及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 国内子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
椿鋼球(株)	岡山工場 (岡山県勝田郡 勝央町)	プレシジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	276	578	120 (3,034)	25	999	105 (12)

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額「その他」は、工具、器具及び備品、並びに無形資産（のれんを除く）であります。
3 従業員数欄の（外書）は、年間平均臨時雇用人員数であります。
4 臨時従業員には、パートタイム及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 在外子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
TN GEORGIA, INC.	本社 (米国 ジョージア州)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	100	841	504 (182,111)	0	1,445	93
TN MICHIGAN, LLC.	本社 (米国 ミシガン州)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	388	284	2 (24,281)	0	674	64
TN TENNESSEE, LLC.	本社 (米国 テネシー州)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	279	2,037	73 (45,122)	992	3,381	291
TN POLSKA Sp.zo.o.	本社 (ポーランド クラシュニツ ク市)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	206	1,023	- (-) [139,608]	216	1,445	367
TN NETHERLANDS, B.V.	本社 (オランダ ユトレヒト州)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	325	2,153	1,011 (54,565)	1,952	5,441	260
TN ITALY, S.P.A.	本社 (イタリア ピエモンテ州)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	993	1,549	113 (61,000)	1,490	4,145	266
TN SLOVAKIA, s.r.o.	本社 (スロバキア ジリナ県)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	627	652	85 (34,013)	1,038	2,402	147
TN BOSNIA DOO KONJIC	本社 (ボスニア・ ヘルツェゴビナ ネレトヴァ県)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	204	728	53 (25,031)	462	1,447	113
TN TAICANG CO., LTD.	本社 (中国 江蘇省 太倉市)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	1,859	3,017	- (-) [68,000]	372	5,248	349
TN CHONGQING CO., LTD.	本社 (中国 重慶市)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	524	794	- (-) [33,866]	98	1,416	166
TN KUNSHAN CO., LTD.	本社 (中国 江蘇省昆山市)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	175	1,312	- (-) [33,332]	1,399	2,886	126
TN INDIA PRIVATE LIMITED	本社 (インド ダードラー 及びナガル・ ハーヴェーリー 連邦直轄領)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	67	584	57 (10,000)	2	710	73
TN UNITED KINGDOM, LTD.	本社 (英国 ウエスト・ サセックス州)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	80	64	- (-)	213	357	44
TN RAYONG., LTD.	本社 (タイ ラヨン県)	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	生産 設備	99	190	57 (11,500)	6	352	80

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
TN TAIWAN CO., LTD.	本社 (台湾 台中市)	リニア ビジネス	生産 設備	15	212	- (-)	14	241	53

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額「その他」は、工具、器具及び備品、並びに無形資産(のれんを除く)であります。
3 土地の[]内の数字は借地面積(外書)であります。
4 平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資は、主に設備更新及びボトルネック工程への投資となっており、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	40,653,500	40,664,500	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	40,653,500	40,664,500		

(注) 提出日現在の発行数には、2019年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2011年6月29日 (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 (注)1
新株予約権の数(個)	4,130 (注)2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 413,000 (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注)4、7
新株予約権の行使期間	2013年8月1日～2021年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円(有償発行)とする。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

- 4 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

- 5 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第5回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2012年6月30日
ベスティング日(2回目) 2013年6月30日
ベスティング日(3回目) 2014年6月30日
ベスティング日(4回目) 2015年6月30日
ベスティング日(5回目) 2016年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (2) 新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限り、

- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、413,000株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
 - (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに準じて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
 - a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合又は監査役に就任した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退任した場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」又はこれに関連してグループ主要株主等との間で締結する覚書（これらに関連する契約がある場合には、当該契約を含む。）に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,025円64銭と同等以下として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。
- 7 2012年5月15日開催の取締役会決議により、2012年6月8日付で普通株式1株を100株に分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

決議年月日	2011年6月29日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社使用人 26 子会社役員 9 子会社使用人 1 (注)1
新株予約権の数(個)	4,183 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 418,300 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注)3、6
新株予約権の行使期間	2013年8月1日～2021年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第6回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2012年6月30日

ベスティング日(2回目) 2013年6月30日

ベスティング日(3回目) 2014年6月30日

ベスティング日(4回目) 2015年6月30日

ベスティング日(5回目) 2016年6月30日

- (注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (2) 新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社(以下、これらを「再編後新会社」と総称する。)から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、418,300株(調整がなされた場合には調整後の株式の数)を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率(以下、「割当比率」という。)に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は(注)3の定めに基づいて定める。
 新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合、監査役に就任した場合、懲戒解雇をされ再編後新会社の使用人でなくなった場合、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退任した場合、会社都合により退職した場合、再編後新会社の就業規則に基づき懲戒処分(懲戒解雇を除く。)を受けた場

合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」又はこれに関連してグループ主要株主等との間で締結する覚書（これらに関連する契約がある場合には、当該契約を含む。）に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,025円64銭と同等以下として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

- 6 2012年5月15日開催の取締役会決議により、2012年6月8日付で普通株式1株を100株に分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

決議年月日	2013年8月20日 (第9回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 1 子会社役員 1 当社使用人 1 (注)1
新株予約権の数(個)	420 (注)2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 42,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注)4
新株予約権の行使期間	2015年10月1日～2023年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円(有償発行)とする。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

5 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第9回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役員及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日
ベスティング日(2回目) 2015年6月30日
ベスティング日(3回目) 2016年6月30日
ベスティング日(4回目) 2017年6月30日

ベスティング日（5回目） 2018年6月30日

（注2）ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- （2）新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （3）新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （4）新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
 - （5）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
 - （6）新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- （1）交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - （2）新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、42,000株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
 - （3）新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
 - （4）新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
 - （5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - （6）新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
 - a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合、使用人が懲戒解雇された場合、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、任期満了により執

行役、取締役を退任又は使用人が会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第9回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,026円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

決議年月日	2013年8月20日 (第10回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 6 当社使用人 18 子会社使用人 3 (注)1
新株予約権の数(個)	1,316 [1,206] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 131,600 [120,600] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注)3
新株予約権の行使期間	2015年10月1日～2023年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第10回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日
ベスティング日(2回目) 2015年6月30日
ベスティング日(3回目) 2016年6月30日
ベスティング日(4回目) 2017年6月30日
ベスティング日(5回目) 2018年6月30日

- (注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (2) 新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社(以下、これらを「再編後新会社」と総称する。)から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、131,600株(調整がなされた場合には調整後の株式の数)を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率(以下、「割当比率」という。)に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
当社組織再編後払込金額 = 当社組織再編前払込金額 × 1 / 割当比率
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は(注)3の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において使用人が懲戒解雇をされた場合、自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分(懲戒解雇を除

く。)を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社及び再編後新会社の子会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、新株予約権者が死亡した場合、又は再編後新会社の子会社において、任期満了により再編後新会社の子会社の取締役等を退任した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,026円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

決議年月日	2014年8月20日 (第11回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 1 当社使用人 1 (注)1
新株予約権の数(個)	905 (注)2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 90,500 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注)4
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円(有償発行)とする。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

5 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第11回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役員及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日(3回目) 2017年6月30日

ベスティング日(4回目) 2018年6月30日

ベスティング日（5回目） 2019年6月30日

（注2）ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- （2）新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （3）新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （4）新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
 - （5）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
 - （6）新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限り、
- （1）交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - （2）新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、90,500株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
 - （3）新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
 - （4）新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
 - （5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - （6）新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
 - a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合、使用人が懲戒解雇された場合、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、任期満了により執

行役、取締役を退任又は使用人が会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第11回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

決議年月日	2014年8月20日 (第12回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 1 (注)1
新株予約権の数(個)	515 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 51,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注)3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2024年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第12回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日(3回目) 2017年6月30日

ベスティング日(4回目) 2018年6月30日

ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨て

- る。
- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベストタイミング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、51,500株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
 新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において使用人が懲戒解雇をされた場合、自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社及び再編後新会社の子会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、新株予約権者が死亡した

場合、又は再編後新会社の子会社において、任期満了により再編後新会社の子会社の取締役等を退任した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第12回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

決議年月日	2014年10月1日 (第13回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役兼代表執行役 1
新株予約権の数(個)	1,850 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 185,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注)3
新株予約権の行使期間	2016年10月10日～2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円(有償発行)とする。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第13回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日(3回目) 2017年6月30日

ベスティング日(4回目) 2018年6月30日

ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予

約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
 - (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、185,000株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
 - (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
 - a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合

は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第13回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

決議年月日	2014年10月1日 (第14回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役兼代表執行役 1
新株予約権の数(個)	412 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 41,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注)2
新株予約権の行使期間	2016年10月10日～2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第14回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で 5 回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注 1) ベスティング日(1 回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2 回目) 2016年6月30日

ベスティング日(3 回目) 2017年6月30日

ベスティング日(4 回目) 2018年6月30日

ベスティング日(5 回目) 2019年6月30日

(注 2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベストタイミング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 4 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、41,200株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
 新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第14回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

決議年月日	2014年11月3日 (第15回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 2 (注)1
新株予約権の数(個)	5 (注)2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注)4
新株予約権の行使期間	2016年11月14日～2024年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円(有償発行)とする。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

4 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

5 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第15回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注) 1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日(3回目) 2017年6月30日

ベスティング日(4回目) 2018年6月30日

ベスティング日（5回目） 2019年6月30日

- (注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、500株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により執行役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第15回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

決議年月日	2014年11月3日 (第16回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 2 (注)1
新株予約権の数(個)	515 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 51,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注)3
新株予約権の行使期間	2016年11月14日～2024年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権付与時の区分及び人数に基づいております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下、「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第16回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日
ベスティング日(2回目) 2016年6月30日
ベスティング日(3回目) 2017年6月30日
ベスティング日(4回目) 2018年6月30日
ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨

てる。

- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベストタイミング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社の新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、51,500数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
 新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により執行役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行

日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第16回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年8月15日(注)1		39,138,300		15,824	5,000	9,095
2014年12月24日(注)2	83,000	39,221,300	60	15,884	60	9,155
2015年12月16日～ 2015年12月31日(注)3	548,400	39,769,700	281	16,165	281	9,437
2016年1月1日～ 2016年12月31日(注)3	260,000	40,029,700	133	16,298	133	9,570
2017年1月1日～ 2017年12月31日(注)3	311,100	40,340,800	159	16,458	159	9,730
2018年1月1日～ 2018年12月31日(注)3	312,700	40,653,500	162	16,620	162	9,892

- (注) 1 2014年7月10日の臨時株主総会において決議された、資本準備金の取り崩しによるものであります。
 2 2014年12月12日の取締役会において決議された有償第三者割当増資によるものであります。
 第三者割当 発行価格1,450円、資本組入額725円
 割当先 高宮 勉、小原 シェキール、檜葉 徹雄、廣田 浩治、張 立
 3 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
 4 2019年1月1日から2019年2月28日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の権利行使により、発行済株式総数が11,000株、資本金が5,643,110円及び資本準備金が5,643,110円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	30	34	108	163	4	9,031	9,370	
所有株式数 (単元)	0	101,811	10,096	22,798	185,541	308	85,934	406,488	4,700
所有株式数 の割合(%)	0	25.05	2.48	5.61	45.64	0.08	21.14	100.00	

(注) 自己株式571,110株は、「個人その他」に5,711単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数の 割合(%)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,993,941	9.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,833,600	7.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,101,000	5.24
JP MORGAN CHASE BANK 385078 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	125 LONDON WALL LONDON EC2Y 5AJ U.K. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,797,787	4.49
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	1,746,274	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,604,700	4.00
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,475,200	3.68
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,189,300	2.97
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,166,462	2.91
第一リアルター株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル	783,100	1.95
計	-	18,691,364	46.63

(注) 1 上記の他、当社所有の自己株式571,110株(1.40%)があります。

2 2018年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2018年3月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,649,100	4.08
計		1,649,100	4.08

- 3 2018年5月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、FMR LLCが2018年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
FMR LLC	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	1,991,678	4.93

- 4 2019年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、Capital International Limited及びその共同保有者であるCapital International, Inc.、Capital International Sarl、キャピタル・インターナショナル株式会社及びCapital Research and Management Companyが2019年1月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
Capital International Limited	40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England	186,400	0.46
Capital International, Inc.	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.	170,000	0.42
Capital International Sarl	3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland	124,800	0.31
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	1,779,700	4.39
Capital Research and Management Company	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	3,620,861	8.93
計		5,881,761	14.51

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 571,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,077,700	400,777	
単元未満株式	普通株式 4,700		
発行済株式総数	40,653,500		
総株主の議決権		400,777	

- (注) 1 当社グループは、当連結会計年度より役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託を導入しております。役員報酬BIP信託とは、役位や中期経営計画等の目標達成度に応じて、当社株式を役員に交付(一定の場合には、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付)する制度です。
「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式162,500株(議決権の数1,625個)が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式10株が含まれております。

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ツバキ・ナカシマ	奈良県葛城市尺土19番地	571,100		571,100	1.40
計		571,100		571,100	1.40

(注) 役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式は、上記自己株式には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2018年5月17日開催の報酬委員会決議に基づき、2018年12月期より、当社の執行役を対象に、当社の中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、中長期業績との連動性が高く、かつ透明性、客観性の高い、信託を利用した業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。

執行役に対する業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、本制度における信託として、「役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託」(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用いたします。当社は、BIP信託を通じて、執行役の役位及び中期経営計画の業績目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を執行役に交付又は給付(以下「交付等」という。)いたします。

当社は、当社の中期経営計画の対象となる事業年度(以下「中計期間」という。)ごとの期間を対象として本制度を導入し、初回の中計期間である2018年1月1日から2020年12月31日までの3事業年度に係る執行役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のため、4.8億円を上限とする金員を信託に拠出します。なお、BIP信託内の当社株式については、信託期間中、議決権は行使しないものとし、初回の中計期間について執行役に交付等が行われる当社株式数の上限を173,100株とします。

執行役に交付等が行われる当社株式等の数

執行役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、原則として以下のポイント算定式に従って付与されるポ

インットの累積値に応じて決定します。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

(ポイントの付与)

対象期間中の毎年3月1日に、その直前に終了する事業年度末日時点で在任している執行役に対して、当該事業年度における役位に応じてあらかじめ定められたポイント(以下「役位別ポイント」という。下記A)を付与します。対象期間終了後、執行役に対して付与されていた役位別ポイントの累計値に中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数(下記B)を乗じて、ポイント数を決定します。

(算定式)

対象期間中の役位別ポイントの累計値 × 業績連動係数

(別表)

A 役位別ポイント

役位	ポイント
CEO 執行役	7,600
副社長 執行役	6,080
専務 執行役	4,560
常務 執行役	3,040
執行役	1,520

ポイントの適用にあたっては、毎年12月31日時点の役位に基づくものとする。

対象期間中の交付等対象役員に該当することになった場合、又は退任等により本制度の対象から外れた場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行う。

B 業績連動係数

(A) 業績連動の目標値として使用する指標・数値及び評価ウェイト

使用目標	使用数値	評価ウェイト
売上収益	85,000百万円	25%
EBITDA	19,000百万円	50%
FCF	8,200百万円	25%

(B) 業績連動係数

目標達成率	業績連動係数(%)
130%以上	150
115%以上 130%未満	130
100%以上 115%未満	100
90%以上 100%未満	70
80%以上 90%未満	50
80%未満	0

(中計期間中に組織再編等が行われた場合)

BIP信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、上記に定める1ポイントあたりの株式数を見直し交付等をするものとします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	35	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	571,110		571,110	

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、2019年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 保有自己株式数の欄には、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益配分と継続的な企業発展を経営の最重要課題と認識しており、株主還元、適切なレバレッジ、成長資金の確保の最適化を念頭に、配当などによる株主総還元を判断していく考えであります。また、将来の事業展開と企業価値の向上に向けた設備投資等に備えて内部留保を確保しつつ、株主の皆様継続的な期末配当を実施していくことを基本方針としております。このほか年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年8月10日 臨時取締役会決議	1,555	39
2019年3月22日 定時株主総会決議	1,603	40

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)		1,804	1,849	2,708	3,240
最低(円)		1,593	1,085	1,704	1,492

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

なお、2015年12月16日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,675	2,669	2,400	2,405	2,098	2,011
最低(円)	2,455	2,190	1,993	1,950	1,722	1,492

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性21名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.5%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		高宮 勉	1950年 10月13日	1974年4月 日産自動車(株) 入社 1999年4月 欧州日産自動車会社 上級副社長 2006年3月 ナイルス(株)(現: (株)ヴァレオジャパン) 代表取締役社長 2013年11月 (株)ヴァレオジャパン マネージング・ディレクター/常務取締役 2014年10月 当社 取締役兼代表執行役CEO 2019年3月 当社 取締役兼代表執行役会長CEO(現)	(注)3	35,300
取締役		廣田 浩治	1951年 10月27日	1976年4月 日産自動車(株) 入社 1996年7月 欧州日産自動車会社 ゼネラルマネージャー 2003年4月 橋本フォーミング工業(株)(現: (株)ファルテック) 理事 2008年5月 ナイルス(株)(現: (株)ヴァレオジャパン) 常務執行役員 2014年11月 当社 常務執行役CAO 2016年6月 TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD.(現: TN ASIA PTE. LTD.) Director(現) 2017年8月 TN TENNESSEE, LLC. Vice President and Secretary(現) NN International B.V.(現: TN EUROPE, B.V.) Director(現) NN Netherlands B.V.(現: TN NETHERLANDS, B.V.) Director(現) 2017年9月 NN Europe S.p.A.(現: TN ITALY, S.P.A.) Director(現) 2018年3月 当社 取締役兼代表執行役副社長 2019年3月 当社 取締役兼代表執行役社長COO(現)	(注)3	5,000
取締役		小原 シェキール	1958年 7月1日	1994年4月 フェデラルエクスプレス ノースパシフィック・リージョナル・ファイナンスディ レクター 1999年5月 アポット(日本) CFO 2004年1月 ホスピラ アジアパシフィック・VP/CEO 2008年3月 アポット(シンガポール) リージョナル・CFO/ビジネスストラテジー・ディレク ター 2014年6月 当社 入社 2014年10月 当社 専務執行役CFO Tsubaki-Hoover(Taicang)Co., Ltd. (現: TN TAICANG CO., LTD.) 監事(現) HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. (現: TN GEORGIA, INC.) Corporate Auditor(現) 2014年11月 椿鋼球(株) 監査役(現) 2015年3月 当社 取締役兼専務執行役CFO 2016年6月 TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD.(現: TN ASIA PTE. LTD.) Director(現) 2017年9月 NN Europe S.p.A.(現: TN ITALY, S.P.A.) Director(現) 2018年3月 当社 取締役兼執行役副社長CFO(現)	(注)3	17,000
取締役		河野 研	1971年 10月9日	1996年10月 公認会計士二次試験合格 1998年9月 朝日監査法人(現: 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2002年8月 武田薬品工業(株) 入社 2004年7月 東京北斗監査法人(現: 仰星監査法人) 入所 2006年12月 河野公認会計士事務所開業 所長(現) 2011年8月 IBS(株) 取締役(現) 2012年6月 当社 取締役(現) 2013年11月 (株)河野会計事務所設立 代表取締役(現)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		淡輪 敬三	1952年 9月19日	1978年4月 日本鋼管(株) (現: JFEスチール(株)) 入社 1987年7月 マッキンゼーアンドカンパニー東京オフィス 入社 1993年7月 同社 パートナー 1997年7月 ワトソンワイアット(株) (現: ウイリス・タワーズワトソン) 代表取締役社長 2007年2月 (株)キトー 取締役(現) 2007年6月 インヴァスト証券(株) 監査役 2010年6月 タワーズワトソン(株) (現: ウイリス・タワーズワトソン) 代表取締役社長 2013年7月 曙ブレーキ工業(株) 監査役(現) タワーズワトソン(株) (現: ウイリス・タワーズワトソン) 取締役会長 2014年3月 (株)ZMP 監査役(現) 2014年7月 タワーズワトソン(株) (現: ウイリス・タワーズワトソン) シニアアドバイザー 2014年9月 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 代表理事副会長(現) 2015年6月 インヴァスト証券(株) 取締役(現) 2016年2月 (株)ビービット 顧問(現) 2016年3月 当社 取締役(現) 2017年3月 (株)リブセンス 取締役(現)	(注)3	
取締役		山本 昇	1962年 11月21日	1986年4月 マツダ(株) 入社 1989年5月 大和証券(株) 入社 2002年2月 PWC FAS マネージング・ディレクター 2003年4月 (株)ラザードフレール マネージング・ディレクター 2006年10月 日興シティグループ証券(株) (現: シティグループ証券 (株)) マネージング・ディレクター 2011年10月 BNP Paribas 共同投資銀行本部長 2016年6月 日立工機(株) 取締役(現) 2016年9月 XIBキャピタルパートナーズ(株) 代表パートナーCEO(現) 2018年3月 当社 取締役(現) ルネサスエレクトロニクス(株) 監査役(現)	(注)3	
取締役		橋口 純一	1947年 9月9日	1970年4月 日産自動車(株) 入社 2004年5月 (株)キリウ 執行役員営業部長 2006年6月 同社 常務執行役員営業部長兼購買部長 2009年6月 同社 代表取締役社長 2014年6月 同社 代表取締役会長 2016年10月 第一精工(株) 取締役 2019年3月 当社 取締役(現)	(注)3	1,000
計						58,300

(注) 1 取締役 河野 研、淡輪 敬三、山本 昇、橋口 純一は、社外取締役であります。

2 当社の委員会体制は以下のとおりとなっております。

指名委員会

委員長 淡輪 敬三、委員 橋口 純一、高宮 勉

報酬委員会

委員長 山本 昇、委員 淡輪 敬三、廣田 浩治

監査委員会

委員長 河野 研、委員 山本 昇、橋口 純一

3 取締役の任期は、2019年3月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表執行役	会長 CEO	高宮 勉	1950年 10月13日		「(1)取締役の状況」に記載しております。	(注)1 35,300
代表執行役	社長 COO	廣田 浩治	1951年 10月27日		「(1)取締役の状況」に記載しております。	(注)1 5,000
執行役	副社長 CFO	小原 シェキール	1958年 7月1日		「(1)取締役の状況」に記載しております。	(注)1 17,000
執行役	副社長	ジェフ・ マンザゴル	1955年 10月7日	1978年4月 The Timken Company 入社 1981年10月 AB SKF 入社 1999年9月 SKF USA Vice President 2003年6月 同社 President/General Manager 2005年10月 Kaydon Corporation President 2014年10月 NN, Inc. Senior Vice President/General Manager 2016年9月 NN Europe S.p.A. (現: TN ITALY, S.P.A.) Director/Managing Director(CEO)(現) 2017年8月 TN TENNESSEE, LLC. President(現) 2018年3月 当社 執行役副社長(現)	(注)1	
専務執行役		郷坪 智史	1954年 4月26日	1980年4月 日産自動車(株) 入社 2001年1月 コナミ(株) (現: コナミホールディングス(株)) 入社 2006年8月 (株)テンアートニ (現: サイオステクノロジー(株)) 取締役常務執行役員 2008年9月 サイオステクノロジー(株) 取締役専務執行役員 2013年4月 日本電産テクノモータ(株) 代表取締役社長 2016年2月 日本電産(株) 執行役員 2016年10月 当社 執行役 2017年1月 HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. (現: TN GEORGIA, INC.) Director(現) Tsubaki-Hoover(Taicang)Co., Ltd. (現: TN TAICANG CO., LTD.) 董事(現) 2017年9月 NN Europe S.p.A. (現: TN ITALY, S.P.A.) Director(現) 2018年3月 当社 専務執行役(現)	(注)1	
執行役		マイク・ ハンド	1971年 6月3日	1994年6月 Nastech Steering Technology (現: NSK STEERING SYSTEMS AMERICA, INC.) 入社 1999年10月 The Torrington Company (現: (株)ジェイテクト) Account Manager 2003年3月 Texas Instruments Inc. (現: Sensata Technologies, Inc.) Account Manager 2005年3月 同社 Sales Manager 2010年6月 Autocam Corporation, Inc. Sales Manager 2015年1月 NN, Inc. Vice President 2018年3月 当社 執行役(現)	(注)1	
執行役		フランコ・ デュット	1961年 2月15日	1992年1月 Buzzi Unicem S.p.A. 入社 1999年11月 ITT Italia S.r.l. 入社 2010年4月 Centro Italiano di Ergonomia S.r.l. General Manager 2013年8月 Ergonauta S.r.l. Co-Owner 2014年7月 NN Europe S.p.A. (現: TN ITALY, S.P.A.) HR & ESH Manager 2015年1月 NN, Inc. Divisional HR & ESH Director 2016年10月 NN Europe S.p.A. (現: TN ITALY, S.P.A.) Representative and Divisional HR Director(現) 2017年1月 NN, Inc. Group HR Director 2018年3月 当社 執行役(現)	(注)1	
執行役		コジモ・ コラサン ティ	1963年 7月18日	1983年1月 SKF Industrie S.p.A. 入社 1991年4月 同社 Department Manager 2000年3月 NN Europe S.p.A. (現: TN ITALY, S.P.A.) Operation Manager 2015年4月 NN, Inc. Operation Director, L3 Global 2019年3月 当社 執行役(現)	(注)1	
執行役		酒井 秀行	1973年 12月22日	1996年4月 旧(株)ツバキ・ナカシマ 入社 2002年8月 (株)管理事業へ転籍 2006年4月 同社 経理部長 2007年6月 旧(株)ツバキ・ナカシマ 取締役経理部長 2007年8月 当社 取締役経理部長 2013年3月 当社 執行役 2014年11月 TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD. (現: TN ASIA PTE. LTD.) Director 2016年3月 当社 執行役(現) 2018年3月 TN GEORGIA, INC. Director(現)	(注)1	80,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役		茅原 和朗	1967年 3月27日	1990年4月 2009年10月 2012年3月 2014年3月 2014年10月	旧(株)ツバキ・ナカシマ 入社 当社 鋼球事業部管理部長 当社 鋼球事業部製造部長 当社 執行役鋼球事業部副事業部長 当社 執行役(現)	(注)1	14,100
執行役		張 立	1963年 2月6日	1984年9月 1988年4月 1994年1月 2000年1月 2002年3月 2014年10月	北京微電機廠 入社 ニチメン(株)(現:双日(株)) 入社 北京駐在 ニチメンマシナリー(株)(現:双日マシナリー(株)) 入社 ニチメン(株)(現:双日(株)) 上海駐在所出向 当社 入社 Tsubaki-Hoover(Taicang)Co., Ltd. (現:TN TAICANG CO., LTD.) 出向 Tsubaki-Hoover(Taicang)Co., Ltd. (現:TN TAICANG CO., LTD.) 副董事長(現) 当社 執行役(現)	(注)1	20,000
執行役		吉田 保夫	1953年 1月29日	1976年4月 2004年4月 2009年4月 2013年11月 2015年8月 2016年3月 2016年6月	日産自動車(株) 入社 ナイルス(株)(現:(株)ヴァレオジャパン) 常務執行役 同社 取締役専務執行役 (株)ヴァレオジャパン 執行役員 当社 入社 当社 執行役(現) TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD.(現:TN ASIA PTE. LTD.) Director(現)	(注)1	
執行役		エヴリー ス・ファ ロー	1973年 11月25日	1998年9月 2002年1月 2004年2月 2007年1月 2011年1月 2014年3月 2018年3月	FREUDENBERG-NOK G.P. 入社 同社 Account Manager 同社 General Manager 同社 Director 同社 Competence Center Manager NN, Inc. Vice President and General Manager 当社 執行役(現)	(注)1	
執行役		ロブ・ハイ ンリッヒ	1962年 5月11日	1984年5月 1988年5月 1993年5月 1997年5月 2000年4月 2004年6月 2005年4月 2009年4月 2011年1月 2015年1月 2018年3月 2018年6月 2018年8月	General Motors Company 入社 Carlisle Braking Systems 入社 同社 Plant Manager 同社 General Manager GKN Sinter Metals Inc. Plant Manager Sypris Technologies, Inc. Plant Manager Dynacraft Assistant Plant Manager Harsco Corporation Plant Manager NN Netherlands B.V. (現:TN Netherlands B.V.) General Manager NN, Inc. Vice President 当社 執行役(現) TN EUROPE B.V. Director(現) TN NETHERLANDS, B.V. General Manager(現)	(注)1	
執行役		トレバー・ リンチ	1968年 12月10日	1987年6月 1998年6月 2002年4月 2005年12月 2014年12月 2017年8月 2018年3月	Morrill Motors Inc. 入社 同社 Controller Cooper-Standard Automotive Inc. Plant Controller NN, Inc. Division Controller 同社 Group Controller TN TENNESSEE, LLC. Vice President(現) 当社 執行役(現)	(注)1	
執行役		相見 聡	1974年 4月22日	1998年4月 2000年5月 2006年10月 2017年8月 2018年3月	(株)ライフコーポレーション 入社 (株)アメックス 入社 住友精密工業(株) 入社 当社 グローバル・パーチェシング・マネージャー 当社 執行役(現)	(注)1	
執行役		向 秀和	1964年 3月9日	1989年4月 2008年8月 2011年5月 2017年8月 2018年8月	住友電気工業(株) 入社 住友電工焼結合金(株) 出向 Engineered Sintered Components Company 出向 EVP 住友電工焼結合金(株) 出向 製造部長 当社 執行役(現)	(注)1	
執行役		館 尚嗣	1956年 2月19日	1979年4月 1997年7月 2000年7月 2019年3月	日産自動車(株) 入社 欧州日産自動車会社 ゼネラルマネージャー ワーナー ブラザーズ ジャパン合同会社 ディレクター 当社 執行役(現)	(注)1	
計							171,400

- (注) 1 執行役の任期は、2019年3月22日開催の定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までであります。
- 2 代表執行役である高宮勉及び廣田浩治、執行役である小原シェキールは、当社取締役を兼任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業として利益ある成長を遂げ続け、社会に貢献することを経営の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つと位置づけております。

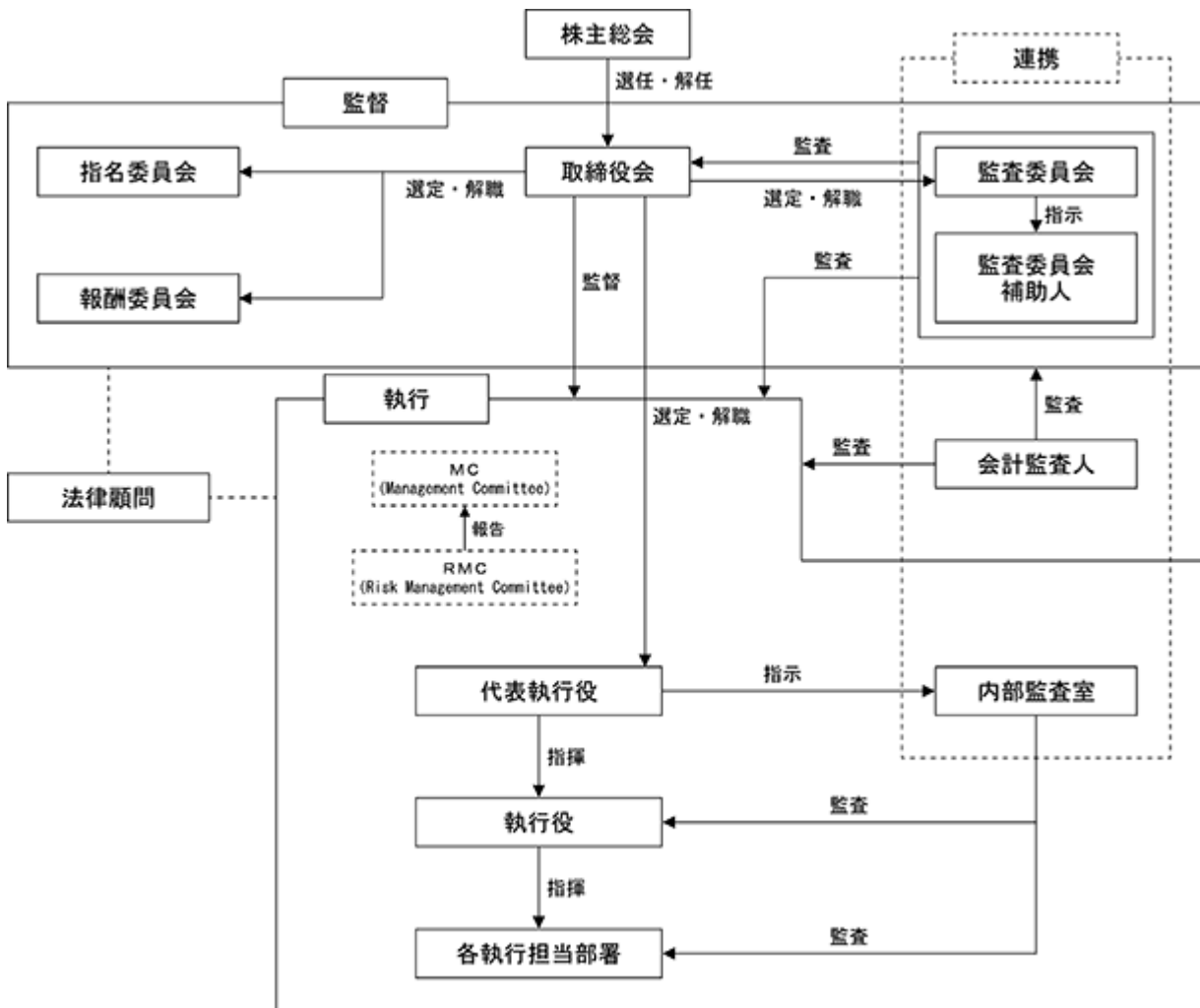
業務執行を担う執行役と、社外取締役が過半数を占める取締役会とを分離し、業務執行の機動性・柔軟性を高めつつ、取締役会が執行役を監督しております。

また、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会・監査委員会の3委員会を設置しております。以上により、「監督と執行の分離」の徹底を図り、経営の透明化を高めております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明

当社は、指名委員会等設置会社であります。当社の取締役会は、取締役7名（内、社外取締役4名）であります。取締役会は月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を適時開催しております。法令で定められた事項及び経営の基本事項の審議、決議をするとともに、執行役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会・監査委員会の3委員会を設置しており、指名委員会においては取締役の選任解任議案の決定、報酬委員会においては取締役及び執行役等の報酬等の決定等、監査委員会においては業務執行監査、会計監査人の選任解任議案の決定等の権限を有しております。代表執行役C00は全社を代表して業務を執行し、執行役は代表執行役C00を補佐し業務を執行しております。また、当社は、適切な内部監査を実行するため、内部監査室を設置し、代表執行役直属の組織として、全部署及び子会社を対象に内部監査を実施しております。監査委員会は、監査体制や範囲などに関し、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携して活動しております。また、監査委員会に関する事務を担う役割として、監査委員会補助人を置いております。その他業務執行機関としてRMC（Risk Management Committee）とMC（Management Committee）を有し、各地域及びグローバル機能が実施したリスク分析・評価結果の検証、当該リスクへの対応の協議・決定とともに、重大な損失の発生が予測される場合、速やかに取締役会へ報告を行い、対応措置を講じております。



□ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会決議で定めており、その概要は次のとおりであります。

(イ) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

A 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき常勤・専任の監査委員会補助人を置く。

B 監査委員会補助人の執行役からの独立性及び監査委員会からの指示の実効性確保に関する事項

監査委員会補助人は、監査委員会の指示の下、執行役から独立して業務を行う。

監査委員会補助人の任命、異動は、代表執行役が監査委員会の同意を得て行う。

監査委員会補助人の人事評価等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て行う。

C 執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が監査委員会に報告をするための体制

監査委員は、監査委員会が必要と判断した会議等に出席し、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が担当する業務執行状況の報告を受け又は報告を求める。

執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす事実又は法令若しくは定款に違反する行為（含それらのおそれのある行為）等については、直ちに監査委員会に報告する。この報告を理由として不利益な取り扱いを行わない。

D その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、各部門に対し、監査に必要な情報提供等、監査の協力を求めることができる。

監査委員は、会計監査人及び内部監査室と連携し、会計監査及び業務監査等の説明を受けるとともに、意見交換を行う。

監査委員の職務の執行に関する予算及び費用の支払い等は、適切に取り扱う。

(ロ) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項

A 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内文書、稟議書、重要な会議録及び資料は、法令及び社則に基づき適切に保存及び管理しており、監査委員はいつでも閲覧できる。

B 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に内在する個々のリスクの分析や評価は、各地域のリージョンプレジデント及び製造、品質、販売、購買、技術、財務、人事のグローバル機能担当者が実施する。重大なリスクが識別された場合は、RMC (Risk Management Committee) が招集され、各地域及びグローバル機能が実施したリスク分析・評価の結果を検証し、その結果を業務執行機関である MC (Management Committee) へ報告する。MC は当該リスクへの対応を協議・決定するとともに、重大な損失の発生が予測される場合、速やかに取締役会へ報告を行い、対応措置を講じる。

C 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、その業務執行の決定権限を、適切でないと判断する事項を除き、法令の範囲内で最大限執行役に委任する。

取締役会は、各執行役の職務分掌及び相互の関係を定め、責任の明確化を図る。

執行役は、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、各部門の責任と権限を明確にし、業務が適正に遂行される体制を整備する。

D 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章、倫理規範及びコンプライアンスに関する規程を制定し、執行役・使用人への周知徹底を図る。

RMC (Risk Management Committee) を設置し、法令違反を含む事業に内在するリスクを幅広く分析・評価するプロセスを確立する。

内部通報規程を制定し、社外ホットライン及び社内相談窓口を設置し、運用面での実効性の確保を図る。

内部監査室を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。

E 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ共通の企業行動憲章、倫理規範及びコンプライアンスに関する規程を持ち、周知徹底を図る。

当社グループのリスク管理及びその効率性の確保のため、定期的に内部監査を行い改善指導を行う。

監査委員会及び内部監査室は、定期監査等を実施し、当社グループ各社の業務遂行の適法性、妥当性等を検証する。

ハ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備の状況

当社は、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固として排除するための体制を整備しております。

- A 反社会的勢力に対する対応として、新規取引の開始時において、企業情報をもとに、記事検索調査媒体（日経テレコン21）を活用し、調査しております。また、継続的取引先においても、年1回定期調査しております。
- B 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署は総務部とし、事案により関係部署と協議し対応しております。また、その対応にあたっては、警察、奈良県暴力団追放県民センター（以下、「暴追センター」という。）、顧問弁護士等の外部専門機関の指導を受ける等連携強化を図っております。
- C 「奈良県企業防衛対策協議会」（以下、「防対協」という。）に加盟し、また、暴追センターの会員となり、防対協並びに暴追センター等の主催する会議、セミナー等に積極的に参加することにより、情報の収集等を行っております。
- D 反社会的勢力との関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書を締結しております。

ニ 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室(2名)が代表執行役直属の組織として設置され、当社及び当社グループ会社に対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、具体的な解決方法を提示し、改善状況を定期的に確認し、その内容を代表執行役及び関係部署へ報告しております。

ホ 会計監査の状況

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人を選任、監査契約を締結し厳正な監査を受けております。第13期事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

辻井健太 氏

小池亮介 氏

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 22名

その他 8名

へ 社外取締役との関係

社外取締役河野研氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と見識から、また社外取締役石井英夫氏は、グローバルレベルの製造業における経営経験及びコンサルタントとしての視野をもって、それぞれ当社に対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断いたしました。社外取締役淡輪敬三氏は、他社の経営者並びに社外役員としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、また社外取締役山本昇氏は、グローバルな視野を有し、多岐にわたるビジネスに参画された経験を活かし、それぞれ当社に対して適切な経営の監督を行っていただけると判断したものであります。いずれの方も当社との間には、人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

ト 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社は、グループの「企業行動憲章」及び「倫理規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底しております。
- (ロ) 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社の管理の基本方針や業務の分担を明確にし、業務の円滑化を図っております。具体的には、当社の地域担当又は事業担当が、子会社の現地責任者からの報告を必要に応じて取締役会等に報告し、承認事項については当社の承認を受けることで、子会社の業務の適正を確保しております。
- (ハ) 内部監査室は、当社及び子会社への内部監査を行い、内部管理状況の把握と改善点の洗い出し及び改善確認を行っております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、法令違反を含む事業に内在するリスクを幅広く分析・評価して対応措置を講じるプロセスを確立しております。各地域のリージョンプレジデント及びグローバル機能が事業活動に内在する個々のリスク分析・評価を行い、重大なリスクが識別された場合はRMC (Risk Management Committee) が招集され、そのリスク分析・評価の結果を検証し、その結果をMC (Management Committee) へ報告しております。MCは当該リスクへの対応を協議・決定するとともに、重大な損失の発生が予測される場合、速やかに取締役会へ報告を行い、対応措置を講じております。

役員報酬の内容

イ 当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員報酬BIP信 託分費用計上額	ストック オプション 費用計上額	
社内取締役					
社外取締役	18	18			4
執行役	236	204	32	0	14
計	254	222	32	0	18

- (注) 1 上記報酬等の額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。
2 取締役と執行役を兼務する者の支給人員の数及び報酬等の額は、執行役の欄に記載しております。
3 上記報酬等の額その他、海外子会社へ常勤している執行役に対する子会社からの報酬として計287百万円を支払っております。
4 取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。
5 当事業年度における役員退職慰労金の支払いに対する引当金繰入額の計上はありません。
6 当事業年度におきまして、役員退職慰労金として執行役2名に対し32百万円を支払っております。
7 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの個別記載をしております。

ロ 役員報酬等の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬等については、報酬委員会により決定しております。

取締役及び執行役の報酬額は、公正かつ中立的な立場からの決定となるよう、個人別の役割及び職務執行状況を勘案し、適正に決定しております。

具体的な方法は、ベース報酬（役職・職責・役割に応じた固定報酬）、業績連動型金銭報酬（売上・フリーキャッシュフロー・EBITDAを基準に、事業計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定）及び業績連動型株式報酬（中期経営計画における売上・EBITDA等の目標達成度に応じて決定）で構成され、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境、当社の業績及び各人の職務内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

なお、執行役を兼務しない取締役につきましては、ベース報酬のみであり、業績連動型金銭報酬及び業績連動型株式報酬を設定しておりません。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 8 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 286百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ニッカトー	300,000	319	取引関係の維持強化
ミネベアミツミ(株)	6,798	16	取引関係の維持強化
(株)不二越	19,991	15	取引関係の維持強化
旭硝子(株)	636	3	取引関係の維持強化

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ニッカトー	300,000	263	取引関係の維持強化
ミネベアミツミ(株)	7,062	11	取引関係の維持強化
(株)不二越	2,137	8	取引関係の維持強化
旭硝子(株)	676	2	取引関係の維持強化

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

イ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるように、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行ができるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ハ 取締役及び執行役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損

害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は6名以上とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の審議を円滑に行うことができるように、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	81	219	74	19
連結子会社	-	-	-	-
計	81	219	74	19

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の重要な子会社のうち在外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して監査証明業務等を依頼しており、その報酬額は135百万円であります。

当連結会計年度

当社の重要な子会社のうち在外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して監査証明業務等を依頼しており、その報酬額は168百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は監査公認会計士等に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務である財務デューデリジェンス及びコンフォートレター業務等について、対価を支払っております。

当連結会計年度

当社は監査公認会計士等に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務である連結子会社の内部統制文書化支援業務等について、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査日数等を勘案した上で監査報酬を決定しております。
決定にあたり監査委員会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適正に把握し、又は、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の研究のための研修等へ参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	6,25	12,001	13,304
営業債権及びその他の債権	7,25	17,017	15,024
たな卸資産	8	23,372	25,072
その他の流動資産		727	1,069
流動資産合計		53,117	54,469
非流動資産			
有形固定資産	9	34,092	32,759
無形資産及びのれん	10	47,940	47,087
投資不動産	11	3,755	3,755
その他の投資	12,25	398	311
繰延税金資産	22	176	177
その他の非流動資産		98	123
非流動資産合計		86,459	84,212
資産合計		139,576	138,681
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	13,25	6,487	6,492
借入金	14,25	155	8,655
未払法人所得税等		1,052	812
その他の流動負債	15	3,477	3,436
流動負債合計		11,171	19,395
非流動負債			
借入金	14,25	72,441	63,416
退職給付に係る負債	16	2,905	2,799
繰延税金負債	22	4,233	3,946
その他の非流動負債	15,25	4,220	4,045
非流動負債合計		83,799	74,206
負債合計		94,970	93,601
資本			
資本金	17	16,459	16,621
資本剰余金	17	10,630	10,823
自己株式	17	971	1,439
その他の資本の構成要素	17,24	2,085	5,414
利益剰余金		20,549	24,462
親会社の所有者に帰属する持分		44,582	45,053
非支配持分		24	27
資本合計		44,606	45,080
負債及び資本合計		139,576	138,681

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
売上収益	5, 18	53,244	74,832
売上原価	19	40,416	57,705
売上総利益		12,828	17,127
販売費及び一般管理費	19	6,635	7,168
その他の収益	20	120	173
その他の費用	20	54	190
営業利益	5	6,259	9,942
金融収益	21	42	36
金融費用	21	1,035	1,154
税引前当期利益		5,266	8,824
法人所得税費用	22	2,608	2,002
当期利益		2,658	6,822
当期利益の帰属			
親会社の所有者		2,658	6,819
非支配持分		0	3
当期利益		2,658	6,822
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	17	-	50
確定給付制度の再測定	17	75	45
純損益に振り替えられない項目の合計		75	95
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額	17	859	3,304
キャッシュ・フロー・ヘッジ	17	908	19
ヘッジコスト	17	130	44
売却可能金融資産の公正価値の変動	17	140	-
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計		221	3,279
税引後その他の包括利益		146	3,374
当期包括利益		2,804	3,448
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		2,803	3,445
非支配持分		1	3
当期包括利益		2,804	3,448
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	23	67.09	171.45
希薄化後1株当たり当期利益(円)	23	65.47	167.46

【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

		親会社の所有者に帰属する持分						
注記番号		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
					新株予約権	確定給付制度 の再測定	在外営業活動 体の為替換算 差額	キャッ シュ・ ロー・ ヘッジ
	2017年 1月 1日 残高	16,299	10,472	971	0	-	1,968	332
	当期利益	-	-	-	-	-	-	-
17	その他の包括利益	-	-	-	-	75	858	908
	当期包括利益	-	-	-	-	75	858	908
	株式の発行	160	158	-	0	-	-	-
17	剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
24	株式報酬取引	-	-	-	0	-	-	-
	新株予約権の失効	-	-	-	-	-	-	-
	利益剰余金へ振替	-	-	-	-	75	-	-
30	企業結合	-	-	-	-	-	-	-
	所有者との取引額等合計	160	158	-	0	75	-	-
	2017年12月31日 残高	16,459	10,630	971	0	-	1,110	1,240

		親会社の所有者に帰属する持分						
注記番号		その他の資本の構成要素			利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
		売却可能金融 ヘッジコスト	資産の公正価 値の変動	合計				
	2017年 1月 1日 残高	-	5	2,305	20,497	43,992	19	44,011
	当期利益	-	-	-	2,658	2,658	0	2,658
17	その他の包括利益	130	140	145	-	145	1	146
	当期包括利益	130	140	145	2,658	2,803	1	2,804
	株式の発行	-	-	0	-	318	-	318
17	剰余金の配当	-	-	-	2,531	2,531	-	2,531
24	株式報酬取引	-	-	0	-	0	-	0
	新株予約権の失効	-	-	-	-	-	-	-
	利益剰余金へ振替	-	-	75	75	-	-	-
30	企業結合	-	-	-	-	-	4	4
	所有者との取引額等合計	-	-	75	2,606	2,213	4	2,209
	2017年12月31日 残高	130	135	2,085	20,549	44,582	24	44,606

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

注記番号	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額
2018年 1月 1日 残高	16,459	10,630	971	0	135	-	1,110
当期利益	-	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	17	-	-	-	50	45	3,304
当期包括利益	-	-	-	-	50	45	3,304
株式の発行	162	161	-	0	-	-	-
剰余金の配当	17	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	17	-	468	-	-	-	-
株式報酬取引	24	32	-	0	-	-	-
新株予約権の失効	-	-	-	0	-	-	-
利益剰余金へ振替	-	-	-	-	-	45	-
所有者との取引額等合計	162	193	468	0	-	45	-
2018年12月31日 残高	16,621	10,823	1,439	0	85	-	4,414

親会社の所有者に帰属する持分

注記番号	その他の資本の構成要素			利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	ヘッジコスト	合計				
2018年 1月 1日 残高	1,240	130	2,085	20,549	44,582	24	44,606
当期利益	-	-	-	6,819	6,819	3	6,822
その他の包括利益	17	19	44	3,374	-	3,374	0
当期包括利益	19	44	3,374	6,819	3,445	3	3,448
株式の発行	-	-	0	-	323	-	323
剰余金の配当	17	-	-	2,861	2,861	-	2,861
自己株式の取得	17	-	-	-	468	-	468
株式報酬取引	24	-	0	-	32	-	32
新株予約権の失効	-	-	0	-	0	-	0
利益剰余金へ振替	-	-	45	45	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	-	45	2,906	2,974	-	2,974
2018年12月31日 残高	1,259	174	5,414	24,462	45,053	27	45,080

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記番号	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)		(自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
		5,266		8,824
		2,354		3,279
		105		65
		32		27
		536		809
		99		113
		13		10
		421		1,124
		421		2,510
		736		385
		381		37
		7,828		11,905
		27		12
		6		8
		509		827
		2,221		2,988
		5,131		8,110
投資活動によるキャッシュ・フロー				
		1,568		3,083
		-		5
		12		202
	30	42,272		90
		18		19
		43,834		3,351
財務活動によるキャッシュ・フロー				
		34,000		1,000
		34,000		1,000
		68,000		-
		34,155		155
		319		326
	17	2,531		2,861
	17	-		468
		31,633		3,158
		61		298
		7,131		1,303
	6	19,132		12,001
	6	12,001		13,304

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

㈱ツバキ・ナカシマ（「当社」）は日本国に所在する企業であります。当社の登録事業所の住所は奈良県葛城市尺土19番地であります。当社の連結財務諸表は2018年12月31日を期末日とし、当社及び子会社（当社及び子会社を合わせて「当社グループ」とし、またそれぞれを「グループ企業」とします）により構成されます。当社グループは、主な事業として、精密球、ローラー、リテーナー及びシートメタル部品（プレジジョン・コンポーネントビジネス）、ボールねじ及び送風機（リニアビジネス）の製造販売を行っております。

2. 作成の基礎

(1) 準拠している旨の記載

当社は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定により、当社の連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

なお、当連結会計年度において、早期適用した基準書等はありません。

連結財務諸表は、2019年3月28日において最高経営責任者である取締役兼代表執行役 会長 CEO 高宮勉及び最高財務責任者である取締役兼執行役 副社長 CFO 小原シェキールによって公表の承認がなされております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、公正価値で評価される資産・負債を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示している全ての財務情報は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・減損テストの基礎となる計画と評価の前提（注記10）
- ・確定給付債務の測定（注記16）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記22）
- ・企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値（注記30）

(5) 公正価値の測定

当社グループの会計方針及び開示規定の多くを遵守するためには、金融資産・負債及び非金融資産・負債の両方について公正価値を算定することが必要であります。

当社グループは、資産又は負債の公正価値を測定する際に、入手可能な限り市場の観察可能なデータを用いております。公正価値は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、以下の3つのレベルに区分されております。

- ・レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）
- ・レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接的（すなわち、価格で）又は間接的に（すなわち、価格を用いて）観察可能なもの
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に関するインプット（観察可能でないインプット）

資産又は負債の公正価値の測定に用いられるインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに区分される可能性がある場合、その公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同一の公正価値ヒエラルキーのレベルにその公正価値測定全体を区分してあります。

当社グループは公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを、その振替えが発生した報告期間の末日に認識しております。

公正価値を測定する際の仮定に関する詳細な情報は、以下の注記に含まれております。

- ・投資不動産（注記11）
- ・金融商品（注記25）
- ・企業結合（注記30）

3. 重要な会計方針

以下に記載されている会計方針は、これらの連結財務諸表の作成において、表示されている全ての期間について継続的に適用されております。

(1) 連結の基礎

(a) 企業結合

当社グループは企業結合を、支配が当社グループに移転した時点で取得法を用いて会計処理しております。通常、取得における譲渡対価は、識別可能純資産と同様に公正価値で測定しております。発生したのれんについては毎年減損テストを実施しております。

取得対価、全ての非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業に対する持分の総額が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結包括利益計算書において収益として計上しております。発生した取得関連費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からののれんは認識しておりません。

(b) 非支配持分

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する比例的な取り分で測定されております。

(c) 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業であります。企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当社グループはその企業を支配しております。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれます。

(d) 支配の喪失

当社グループが子会社への支配を喪失した場合、子会社の資産及び負債、子会社に関連する非支配持分及び資本のその他の構成要素の認識を中止します。その結果生じた利得又は損失は、純損益で認識します。従来の子会社に対する持分を保持する場合には、その持分は支配喪失日の公正価値で測定します。

(e) 連結上消去される取引

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去します。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で控除しております。

(2) 外貨

(a) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。為替換算差額は通常、純損益で認識しております。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、再換算しておりません。

ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- ・ヘッジが有効な範囲内における、適格キャッシュ・フロー・ヘッジ

(b) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートで円に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで円に換算しております。

当該換算により生じる換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、在外営業活動体の為替換算差額に累積しております。

在外営業活動体の一部又は全てを処分し、支配、重要な影響力又は共通支配を喪失する場合には、この在外営業活動体に関連する在外営業活動体の為替換算差額の累積金額を、処分に係る利得又は損失の一部として純損益に組み替えます。当社グループが、子会社の持分を部分的に処分するが、支配は保持する場合、累積金額の一部は適宜非支配持分に再配分します。在外営業活動体から受領する、又は在外営業活動体に対して支払う貨幣性項目の決済が、予測可能な将来において計画されておらず、起こる可能性が低い場合には、この貨幣性項目から発生する為替換算差損益は、在外営業活動体に対する純投資の一部を構成します。したがって、それらの為替換算差損益はその他の包括利益に認識し、在外営業活動体の為替換算差額に累積されております。

(3) 金融商品

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第9号「金融商品」を適用しております。

IFRS第9号の適用による変更後の会計方針は以下のとおりであります。

デリバティブ以外の金融資産

() 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。ただし、純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に対し、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することにより、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減する場合には、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する取消不能な選択をする場合があります。

() 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格を基礎として当初測定しております。

() 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

() 認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。また当社グループは、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

() 減損

当社グループは償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しておりません。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・取引相手先の財務状況
- ・過去の貸倒実績
- ・借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。

デリバティブ以外の金融負債

() 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しております。ただし、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定する取消不能な選択をする場合、当該金融負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

() 当初認識及び測定

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他のすべての金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。すべての金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

() 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価で測定し、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

() 認識の中止

金融負債は消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止しております。

デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをヘッジするために、通貨及び金利スワップ等のデリバティブを利用しております。当該デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

() ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値、又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求をすべて満たしているかどうかについても、ヘッジ開始時に及び継続的に評価し文書化しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

() 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については、以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振り替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振り替えております。

ヘッジ会計の適格要件が満たされなくなり、ヘッジ会計が中止される場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振り替えております。

金融資産及び金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ、相殺し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

(4) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。
有形固定資産の処分損益は、純損益で認識しております。

(b) 取得後の支出

取得後の支出は、その支出に関連する将来の経済的便益が当社グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上します。

(c) 減価償却

減価償却は、見積残存価額を差し引いた有形固定資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しております。リース資産は、リース契約の終了時までに関当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実である場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しております。土地は償却しておりません。

有形固定資産項目の主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ 建物及び構築物 3-59 年
- ・ 機械装置及び運搬具 2-25 年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(5) 無形資産及びのれん

(a) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) 研究開発費

研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しております。

開発費用は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、その資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産計上しております。そうでない場合は、発生時に純損益で認識しております。開発費用は当初認識後、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しております。

(c) その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

(d) 償却

償却は、見積残存価額を差し引いた無形資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しております。のれんは償却しておりません。

主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 不動産利用権 50 年
- ・ 顧客関連資産 10-20 年
- ・ ソフトウェア 5 年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(6) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(7) たな卸資産

たな卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか小さい額で測定しております。たな卸資産の取得原価は主に総平均法又は個別法に基づいて算定しており、たな卸資産の取得にかかる費用、製造費及び加工費、並びにそのたな卸資産を現在の場所及び状態とするまでに要したその他の費用が含まれております。製造たな卸資産及び仕掛品については、通常操業度に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めております。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売時費用を控除した額であります。

(8) 非金融資産の減損

当社グループは非金融資産（投資不動産、たな卸資産及び繰延税金資産を除く）の帳簿価額を報告日ごとに見直し、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、その資産の回収可能価額を見積っております。のれんは、年次で減損テストを行っております。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きいほうの金額としております。使用価値は、貨幣の時間的価値及びその資産又は資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いた、見積将来キャッシュ・フローに基づいております。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、減損損失を認識しております。

減損損失は純損益として認識します。認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(9) 従業員給付

(a) 退職後給付

確定拠出制度

確定拠出制度の拠出債務は、関連するサービスを提供した時点で、費用として認識しております。拠出額の前払いは、拠出額が返還されるか又は将来の支払額が減少する範囲で資産として認識しております。

確定給付制度

確定給付制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに従業員が過年度及び当事業年度において獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式を用いて毎年算定しております。計算の結果、当社グループに潜在的な資産が生じる場合、制度からの将来の現金の返還又は制度への将来掛金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値を限度として資産を認識しております。経済的便益の現在価値の算定に際しては、該当する最低積立要件を考慮しております。

数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響（該当ある場合は、利息を除く）から構成される確定給付負債の純額の再測定は、即時にその他の包括利益に計上しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。当社グループは、事業年度の確定給付負債（資産）の純額に係る利息費用（収益）の純額を、事業年度の期首に確定給付制度債務の測定に用いられた割引率を期首の確定給付負債（資産）の純額に乗じて算定しております。期首の確定給付負債（資産）の純額には、拠出及び給付支払による当期の確定給付負債（資産）の純額のすべての変動を考慮しております。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は、純損益で認識しております。

制度の給付が変更された場合、又は制度が縮小された場合、給付の変更のうち過去の勤務に関連する部分又は縮小に係る利得又は損失は即時に純損益に認識しております。当社グループは、確定給付制度の清算の発生時に、清算に係る利得又は損失を認識しております。

(b) 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(c) 株式に基づく報酬取引

役員及び従業員に付与される持分決済型の株式に基づく報酬の付与日における公正価値は通常、その権利確定期間にわたり、費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。費用として認識する金額は、関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たすと見込まれる株式に基づく報酬の数を反映して修正します。したがって、最終的に認識される金額は、権利確定日における関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たした株式に基づく報酬の数に基づいております。権利確定条件以外の条件が付された株式に基づく報酬については、株式に基づく報酬の付与日における公正価値を、それらの条件を反映するように測定しているため、予測と実績との差異について調整は行いません。

(10) 収益

(a) 物品の販売

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、当連結会計年度より、IFRS第9号に基づく利息・配当収益やIAS第17号に基づく賃貸収入を除き、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、精密球、ローラー、リテーナー、シートメタル部品、ボールねじ、送風機などの製造販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻しなどを控除した金額で測定しております。

(b) 賃貸収入

投資不動産から得られる賃貸収入は、リース期間にわたり定額法で認識しております。リースに関して何らかのリース・インセンティブを提供している場合は、それを賃貸収入とは不可分なものとしてリース期間にわたり、賃貸収入総額の一部として認識しております。転貸不動産から得られる賃貸収入は、その他の収益として認識しております。

(11) 支払リース料

オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により損益で認識しております。

(12) 政府補助金

政府補助金は、補助金を受領し、その補助金に付帯する諸条件を遵守することが合理的に確かである場合に、公正価値で測定し繰延収益として当初認識しており、資産の耐用年数にわたって定期的にその他の収益として純損益で認識しております。

発生した費用を補償する補助金は、その費用を認識した期に純損益で認識しております。

(13) 金融収益及び金融費用

金融収益は、利息収入、受取配当金、公正価値で測定しその変動を純損益で認識する金融商品にかかる公正価値利得、取得において従前から保有する持分の公正価値への再測定にかかる利得、純損益で認識されたヘッジ手段にかかる利得、及びその他の包括利益で従前に認識した金額の振替から構成されております。利息収入は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、通常当社グループの受領権が確定した日に認識しております。

金融費用は、借入れにかかる支払利息、引当金及び偶発対価の割引の時の経過に伴う割戻し、公正価値で評価しその変動を純損益で認識する金融資産にかかる公正価値損失、金融資産の減損損失（営業債権を除く）、純損益で認識するヘッジ金融商品にかかる損失、及びその他の包括利益で従前に認識された金額の振替から構成されております。

為替差損益は、為替の変動が純額で利益又は損失のいずれのポジションであるかによって、金融収益又は金融費用として、純額ベースで認識しております。

(14) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの及び資本の部又はその他の包括利益で直接認識される項目を除き、純損益で認識しております。

(a) 当期税金

当期税金は、当期の課税所得又は損失に係る未払法人税あるいは未収還付税の見積りに、前年までの未払法人税及び未収還付税を調整したものであります。当期税金の測定には、報告日時点において施行又は実質的に施行される税率を用いております。当期税金には、配当から生じる税金も含まれております。

(b) 繰延税金

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しております。以下の場合には、繰延税金を認識しておりません。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上又は税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識に係る一時差異
- ・子会社、関連会社及び共同支配の取決めに対する投資に関連する一時差異で、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・のれんの当初認識において生じる加算一時差異

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、未使用のタックス・クレジット及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の金額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。繰延税金は、報告日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金の測定は、報告日時点で、当社グループが意図する資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済の方法から生じる税務上の影響を反映しております。この目的上、公正価値で測定する投資不動産の帳簿価額は、売却を通じて回収されると仮定され、当社グループはこの推定を反証しておりません。繰延税金資産・負債は、特定の要件を満たす場合にのみ相殺しております。

(15) 会計方針の変更

(金融商品)

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第9号「金融商品」を適用しております。

IFRS第9号の適用により、当社グループは、IAS第1号「財務諸表の表示」のIFRS第9号の適用に伴う修正を適用しました。この修正は、金融資産の減損を純損益及びその他の包括利益計算書上で区分して表示することを要求しています。

なお、IFRS第9号の適用による会計方針の変更は、下記の例外を除き、遡及適用されています。

- ・以下の評価は、適用開始日現在の事実及び状況に基づいて行われています。
 - ・金融資産が保有されている事業モデルの判定
 - ・トレーディング目的保有ではない資本性金融商品への投資をFVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値で測定）区分に指定すること
- ・通貨のベースス・スプレッドをヘッジコストとして会計処理するアプローチを除いて、IFRS第9号の適用によるヘッジの会計方針の変更は将来に向かって適用されています。
- ・2017年12月31日時点においてIAS第39号に基づき指定されていたすべてのヘッジ関係は、2018年1月1日時点においてIFRS第9号のヘッジ会計の要件を満たしていたため、ヘッジ関係の継続とみなされました。

この基準の適用により、金融商品の外貨ベースス・スプレッドはヘッジのコストとして区分して会計処理されます。それらはその他の包括利益で認識され、資本の中のヘッジコスト・リザーブに累積されます。当社グループは、通貨のベースス・スプレッドをヘッジコストとして会計処理するアプローチの遡及適用について比較期間を修正再表示しております。2017年12月31日において、遡及修正によりヘッジコストが130百万円計上され、キャッシュ・フロー・ヘッジが同額減少しております。その他、当社グループの業績又は財政状態に対する重要な影響はありません。

適用開始日におけるIAS第39号及びIFRS第9号に従った金融資産の測定区分及び帳簿価額は以下のとおりです。資本性金融商品への投資について、当社グループは、当初認識時に資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択をしております。なお、金融負債の測定区分及び帳簿価額に変更はありません。

(単位：百万円)

	IAS第39号	帳簿価額	IFRS第9号	帳簿価額
現金及び現金同等物	貸付金および債権	12,001	償却原価で測定する金融資産	12,001
営業債権及びその他の債権	貸付金および債権	17,017	償却原価で測定する金融資産	17,017
資本性金融商品	売却可能金融資産	398	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	398
合計		29,416		29,416

適用開始日における金融資産の分類変更及び再測定に関する帳簿価格の変更はありません。

(収益)

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用していません。

IFRS第15号の適用にあたって、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用し、比較年度の修正はいたしません。

この基準に基づき、顧客の契約における履行義務の識別を行ったことにより、従来売上原価として会計処理していた一部を、当連結会計年度より売上収益の減額として会計処理しております。

なお、売上収益を含むその他の損益に与える影響は軽微であります。

4. 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は以下のとおりであり、当

連結会計年度末（2018年12月31日）において、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

基準書	基準名	強制適用時期	当社適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2019年12月期	リース取引に関連する会計処理の改訂

当社グループは、IFRS第16号の適用開始が連結財務諸表に及ぼすと予想される影響を、以下のとおり評価しました。この基準書の適用による2019年1月1日時点での実際の影響は、以下により変わる可能性があります。

- 当社グループが新しい内部統制のテスト及び評価を完了していないため
- 当社グループが適用開始日を含む最初の連結財務諸表を表示するまでに新しい会計方針が変更される可能性があるため

IFRS第16号により、リースをオンバランス処理する単一の会計モデルが導入されます。借手は原資産を使用する権利を表象する使用权資産と、リース料を支払う義務を表象するリース負債を認識することになります。短期のリースや少額資産のリースについて認識に係る免除規定があります。貸手の会計処理は、現行の基準書からほぼ変更されていません。

(1) 当社グループが借手のリース

当社グループは、工場建物及び車両運搬具等のオペレーティング・リースに関して新たに資産及び負債を認識することになります。また、使用权資産の減価償却費とリース負債に係る利息費用が認識されることになるため、これらのリースに係る費用の性質が変わることになります。

ファイナンス・リースについては重要な影響が生じることは見込まれておりません。

現状利用可能な情報に基づき、当社グループは2019年1月1日時点で844百万円のリース負債が追加で認識されると見積もっております。

(2) 当社グループが貸手のリース

当社グループは賃貸収益を得ることを目的とした賃貸土地を所有しており、当該投資不動産はオペレーティング・リースに分類されておりますが、当該取引について重要な影響が生じることは見込まれておりません。

(3) 移行措置

当社グループは、IFRS第16号を修正遡及アプローチを用いて2019年1月1日に適用する予定です。したがって比較情報の修正再表示は行われず、IFRS第16号適用の累積的影響は、2019年1月1日の利益剰余金の期首残高の調整として認識されます。

当社グループは、移行時におけるリースの定義の適用免除に関する実務上の便法を適用する予定です。この場合、2019年1月1日より前に締結し、IAS第17号及びIFRIC第4号に基づきリースとして識別されたすべての契約にIFRS第16号が適用されることとなります。

5. 事業セグメント

(1) セグメント区分の基礎

当社グループは事業を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「プレジジョン・コンポーネントビジネス」、「リニアビジネス」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「プレジジョン・コンポーネントビジネス」は、精密球、ローラー、リテーナー及びシートメタル部品の製造販売を行っております。「リニアビジネス」は、ボールねじ及び送風機を製造販売しております。「その他」は、不動産の賃貸等を行っております。

セグメント情報は連結財務諸表と同一の会計方針に基づき作成しております。各セグメントの営業利益は税引前当期利益に金融収益及び金融費用を加減しており、連結包括利益計算書における営業利益と同一の方法で測定されています。

セグメント間の取引の価格は、独立第三者間取引における価格で決定されております。

前連結会計年度において、米国NN社PBC事業部の譲受けを目的とした株式取得によりTN TENNESSEE, LLC.他8社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来の「ボールビジネス」を「プレジジョン・コンポーネントビジネス」にセグメントの名称を変更しております。

(2) 報告セグメントに関する情報

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

	プレジジョン・コンポーネントビジネス	リニアビジネス	その他	合計	調整額	連結財務諸表
売上収益						
外部収益	47,678	5,193	373	53,244	-	53,244
セグメント間収益	4	1	43	48	48	-
連結収益合計	47,682	5,194	416	53,292	48	53,244
セグメント利益	5,596	323	340	6,259	0	6,259
						金融収益 42
						金融費用 1,035
						税引前当期利益 5,266

	プレジジョン・コンポーネントビジネス	リニアビジネス	その他	合計	調整額	連結財務諸表
減価償却費及び償却費	2,051	303	-	2,354	-	2,354
報告セグメント資産	117,153	13,038	3,755	133,946	5,630	139,576
資本的支出	1,530	103	-	1,633	-	1,633

- (注) 1 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。
- 2 セグメント資産の調整額には、主に全社目的のために保有される余剰運用資金（現金及び預金）等が含まれております。
- 3 「プレジジョン・コンポーネントビジネス」の区分には、2017年8月17日の取得日以降のPBC事業部の業績等が含まれております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	連結 財務諸表
売上収益						
外部収益	68,864	5,595	373	74,832	-	74,832
セグメント間収益	9	-	43	52	52	-
連結収益合計	68,873	5,595	416	74,884	52	74,832
セグメント利益	8,899	713	330	9,942	0	9,942
				金融収益		36
				金融費用		1,154
				税引前当期利益		8,824

	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	連結 財務諸表
減価償却費及び償却費	3,018	261	-	3,279	-	3,279
報告セグメント資産	116,491	13,826	3,755	134,072	4,609	138,681
資本的支出	3,124	238	-	3,362	-	3,362

(注) 1 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

2 セグメント資産の調整額には、主に全社目的のために保有される余剰運用資金（現金及び預金）等が含まれております。

(3) 報告セグメント情報のIFRS測定値への調整表

報告セグメント資産からIFRS測定値への調整内容は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
報告セグメント資産合計	133,946	134,072
現金及び現金同等物	5,109	4,244
その他	521	365
連結資産合計	139,576	138,681

(注)現金及び現金同等物は、全社目的のため保有される余剰運用資金（現金及び預金）であります。

(4) 地域別に関する情報

(単位：百万円)

	売上収益	
	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
日本	18,129	18,659
米国	9,025	15,056
中国	9,359	11,471
オランダ	2,840	7,316
イタリア	2,542	7,027
スロバキア	1,349	3,879
ポーランド	3,650	3,744
英国	3,180	3,404
その他	3,170	4,276
合計	53,244	74,832

(注)売上収益は外部顧客に対して販売している当社又は連結子会社の所在地を基礎とした国別に分類しております。

(単位：百万円)

	非流動資産	
	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
日本	33,134	33,374
欧州	31,642	30,183
アジア	11,953	11,061
北米	9,156	9,106
合計	85,885	83,724

(注)非流動資産は、その他の投資及び繰延税金資産を含んでおりません。

(5) 主要な顧客に関する情報

売上収益が当社グループ全体の売上収益の10%以上の相手先は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
A B S K F	7,016	プレジジョン・コンポーネントビジネス
N T N(株)	6,342	プレジジョン・コンポーネントビジネス

(注) 売上収益には、当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する売上収益を含めております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
A B S K F	15,734	プレジジョン・コンポーネントビジネス
N T N(株)	9,061	プレジジョン・コンポーネントビジネス

（注）売上収益には、当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する売上収益を含めております。

6. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
現金及び預金	12,001	13,304
連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物	12,001	13,304

7. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
売掛金	14,296	12,306
受取手形	2,224	2,343
未収入金	572	433
貸倒引当金	75	58
合計	17,017	15,024

8. たな卸資産

たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
原材料及び貯蔵品	5,561	6,367
仕掛品	7,824	8,120
商品及び製品	9,987	10,585
合計	23,372	25,072

純損益として認識したたな卸資産の評価減の金額及び評価減の戻し入れの金額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
評価減の金額	893	703
評価減の戻し入れの金額	246	369

9. 有形固定資産

帳簿価額の調整表

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得価額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2017年 1月 1日 残高	11,769	34,876	3,843	523	2,273	53,284
企業結合	2,813	8,829	1,350	918	345	14,255
個別取得	197	1,284	-	9	131	1,621
除売却	1	109	-	-	27	137
為替レートの変動による影響	211	437	12	110	118	668
2017年12月31日 残高	14,989	45,317	5,205	1,340	2,840	69,691
個別取得	431	2,074	-	380	246	3,131
除売却	61	745	-	3	64	873
為替レートの変動による影響	483	1,868	78	122	92	2,643
2018年12月31日 残高	14,876	44,778	5,127	1,595	2,930	69,306

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2017年 1月 1日 残高	7,259	24,998	-	-	1,923	34,180
減価償却費	284	1,789	-	-	78	2,151
除売却	0	105	-	-	21	126
為替レートの変動による影響	110	762	-	-	46	606
2017年12月31日 残高	7,653	25,920	-	-	2,026	35,599
減価償却費	477	2,171	-	-	155	2,803
除売却	48	734	-	-	63	845
為替レートの変動による影響	85	905	-	-	20	1,010
2018年12月31日 残高	7,997	26,452	-	-	2,098	36,547

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2017年 1月 1日 残高	4,510	9,878	3,843	523	350	19,104
2017年12月31日 残高	7,336	19,397	5,205	1,340	814	34,092
2018年12月31日 残高	6,879	18,326	5,127	1,595	832	32,759

10. 無形資産及びのれん

(1) 帳簿価額の調整表

無形資産及びのれんの取得価額、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得価額	のれん	無形資産	合計
2017年 1月 1日 残高	23,615	966	24,581
企業結合	17,137	7,491	24,628
個別取得	-	12	12
除売却	-	1	1
為替レートの変動による影響	1,053	285	768
2017年12月31日 残高	39,699	8,753	48,452
個別取得	-	231	231
除売却	-	1	1
為替レートの変動による影響	411	202	613
2018年12月31日 残高	39,288	8,781	48,069

(単位：百万円)

償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	無形資産	合計
2017年 1月 1日 残高	-	275	275
償却費	-	202	202
除売却	-	1	1
為替レートの変動による影響	-	36	36
2017年12月31日 残高	-	512	512
償却費	-	477	477
除売却	-	1	1
為替レートの変動による影響	-	6	6
2018年12月31日 残高	-	982	982

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	無形資産	合計
2017年 1月 1日 残高	23,615	691	24,306
2017年12月31日 残高	39,699	8,241	47,940
2018年12月31日 残高	39,288	7,799	47,087

(2) 償却

無形資産の償却費は、連結包括利益計算書上の売上原価又は販売費及び一般管理費に含めております。

(3) のれんを含む資金生成単位の減損テスト

減損テストの際に、のれんを当社グループの各資金生成単位に以下のとおり配分しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
プレシジョン・コンポーネントビジネス	32,720	32,309
リニアビジネス	6,979	6,979
合計	39,699	39,288

- (注) 1 各資金生成単位の回収可能価額は、割引キャッシュ・フローを用いて見積った使用価値に基づいております。
- 2 公正価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、マネジメントが承認した今後3年分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前の加重平均資本コスト(プレシジョン・コンポーネントビジネスは6.1%~7.8%、リニアビジネスは4.8%~5.3%)により現在価値に割引いて算定しております。なお、3年超のキャッシュ・フローの見積りに用いた成長率は、将来の不確実性を考慮し、ゼロと仮定しております。
- 3 前連結会計年度並びに当連結会計年度における減損テストの結果、資金生成単位の回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

(4) 重要な無形資産

無形資産のうち主要なものは、米国NN社より取得した旧PBC事業に関する顧客関連資産です。帳簿価額は前連結会計年度末7,228百万円、当連結会計年度末6,739百万円で、残存償却年数は19年です。

11. 投資不動産

(1) 帳簿価額の調整表

投資不動産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
期首残高	3,755	3,755
増減額	-	-
期末残高	3,755	3,755

(注) 当社グループは、兵庫県において、賃貸収益を得ることを目的とした賃貸土地を所有しております。これらの投資不動産はオペレーティング・リース契約により賃貸されております。

(2) 公正価値

投資不動産の公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
公正価値	3,781	3,797

(注) 投資不動産の公正価値は、投資不動産の所在する地域における適切な専門家としての資格を有する独立した鑑定人による評価に基づいております。その評価は、当該不動産の所在する地域の評価基準に従った市場証拠に基づいたものであります。投資不動産の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

(3) 純損益で認識した金額

投資不動産からの賃貸収益及びそれに伴って発生する営業費用の金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
賃貸収益	361	362
投資不動産に係る直接的な営業費用	23	23

12. その他の投資

(1) その他の投資の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
投資有価証券	398	311
その他	0	0
合計	398	311

(注) その他の投資(非流動資産)に関連する信用リスク、為替リスク、金利リスク及び公正価値情報に関する当社グループのエクスポージャーについては注記25.「金融商品」で開示しております。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式等の資本性金融資産は、主に投資先との取引関係の維持強化等を目的として保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及びそれらの公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

銘柄	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
(株)ニッカトー	320	263
ミネベア(株)	16	11
(株)不二越	15	8
その他	47	29
合計	398	311

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取配当金の金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
受取配当金	6	8

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の処分を行っています。

期中における処分時点の公正価値及び累積利得又は損失(税効果考慮前)は、以下のとおりです。なお、処分した金融資産からの受取配当金はありません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
処分日時点の公正価値	-	15
累積利得又は損失(税効果考慮前)	-	2

13. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
買掛金	6,487	6,492
合計	6,487	6,492

14. 借入金

借入金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)	平均 利率	返済期限
長期借入金 (1年内返済予定)	155	8,655	0.493%	
長期借入金	72,441	63,416	1.126%	2020年3月 ～2026年11月

(注) 平均利率は当連結会計年度末の残高と利率を用いて算出しております。

財務活動から生じるキャッシュ・フローに係る負債の変動の調整表は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

注記 番号	負債	長期借入金を ヘッジするため に保有している デリバティブ 負債(資産)		資本				合計	
		借入金等	負債をヘッジ するのに使用 されるスワップ	資本金・ 資本剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金		非支配 持分
	2017年1月1日 残高	38,943	339	26,771	971	2,305	20,497	19	83,293
	資金調達や返済によるキャ ッシュ・フローの変動								
	短期借入れによる収入	34,000	-	-	-	-	-	-	34,000
	短期借入金の返済による 支出	34,000	-	-	-	-	-	-	34,000
	長期借入れによる収入	68,000	-	-	-	-	-	-	68,000
	長期借入金の返済による 支出	34,155	-	-	-	-	-	-	34,155
	新株予約権の行使による 収入	-	-	319	-	-	-	-	319
17	配当金の支払額	-	-	-	-	-	2,531	-	2,531
	財務キャッシュ・フローから の変動の総額	33,845	-	319	-	-	2,531	-	31,633
30	子会社または他の事業の支配 の獲得または喪失から生じる 変動	-	-	-	-	-	-	4	4
	為替レートの変動の影響	167	-	-	-	-	-	-	167
	公正価値の変動	-	1,276	-	-	-	-	-	1,276
	その他の変動								
	負債関連								
21	支払利息	536	-	-	-	-	-	-	536
	利息の支払額	509	-	-	-	-	-	-	509
	負債関連のその他の変動の 総額	27	-	-	-	-	-	-	27
	資本関連のその他の変動の 総額	-	-	1	-	220	2,583	1	2,803
	2017年12月31日 残高	72,648	1,615	27,089	971	2,085	20,549	24	118,869

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

注記 番号	負債		資本					合計
	借入金等	長期借入金を ヘッジするため に保有している デリバティブ 負債(資産) 負債をヘッジ するのに使用 されるスワップ	資本金・ 資本剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金	非支配 持分	
2018年 1月 1日 残高	72,648	1,615	27,089	971	2,085	20,549	24	118,869
資金調達や返済によるキャ ッシュ・フローの変動								
短期借入れによる収入	1,000	-	-	-	-	-	-	1,000
短期借入金の返済による 支出	1,000	-	-	-	-	-	-	1,000
長期借入れによる収入	-	-	-	-	-	-	-	-
長期借入金の返済による 支出	155	-	-	-	-	-	-	155
新株予約権の行使による 収入	-	-	326	-	-	-	-	326
配当金の支払額	17	-	-	-	-	2,861	-	2,861
自己株式の取得による支出	-	-	-	468	-	-	-	468
財務キャッシュ・フローから の変動の総額	155	-	326	468	-	2,861	-	3,158
子会社または他の事業の支配 の獲得または喪失から生じる 変動	-	-	-	-	-	-	-	-
為替レートの変動の影響	370	-	-	-	-	-	-	370
公正価値の変動	-	333	-	-	-	-	-	333
その他の変動								
負債関連								
支払利息	21	809	-	-	-	-	-	809
利息の支払額		827	-	-	-	-	-	827
負債関連のその他の変動の 総額		18	-	-	-	-	-	18
資本関連のその他の変動の 総額		-	29	-	3,329	6,774	3	3,477
2018年12月31日 残高	72,105	1,948	27,444	1,439	5,414	24,462	27	119,133

15. その他の負債

その他の流動負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
未払費用	2,108	1,988
未払賞与	336	553
未払金	525	533
未払消費税	24	157
その他	484	205
合計	3,477	3,436

その他の非流動負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
通貨及び金利スワップ	1,615	1,948
未払法人所得税等(注1)	1,045	569
政府補助金(注2)	856	767
その他	704	761
合計	4,220	4,045

(注) 1 米国税制改革法「The Tax Cuts and Jobs Act of 2017」成立による海外留保所得にかかる強制みなし配当課税で構成されております。

2 海外子会社で発生している政府補助金が繰延収益として含まれております。主として移転に関わる政府からの補助金で構成されております。

16. 従業員給付

(1) 退職後給付

確定給付制度

当社グループでは主に非積立型の退職一時金制度を採用し、従業員の退職時に一時金を支給しております。過去に閉鎖した米国の1工場(以下、工場)にて、確定給付型年金制度を採用しております。なお、現在新規加入は行っておりません。

退職一時金制度

退職一時金制度は、退職給付の原資について外部積立を行わずに、従業員が定年や自己都合で退職する際に、一時金として支払う制度であります。退職一時金は、就業規則による退職金規程で定められた内容に基づき支給されております。

確定給付年金制度

確定給付年金制度は、確定給付年金制度の規約に基づき、一定期間にわたり年金を支給しております。当該給付額は、勤続年数及び規約で定められた支給単価等に基づき算定されております。当該制度においては、給付に充てるために、最低積立基準額を下回らない額を積立金として積み立てる必要があります。

確定給付制度は、工場と法的に分離された単一の年金基金によって管理されております。工場は、年金資産運用の基本方針を策定し、年金基金は、その基本方針に基づいて一貫した資産運用を行っております。

これらの確定給付制度により、当社グループは数理計算上のリスク(金利リスク、市場リスク)に晒されております。

確定給付制度債務の現在価値及び制度資産の公正価値の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
	日本	海外	日本	海外
確定給付制度債務の変動				
期首残高	1,912	670	1,990	1,375
企業結合	-	653	-	-
勤務費用	109	6	103	9
利息費用	6	26	6	27
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	17	2	24	3
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	87	20	20	43
実績修正	-	9	-	16
制度より支払われた給付額	107	63	45	83
為替レートの変動による影響	-	56	-	187
期末残高	1,990	1,375	2,098	1,117
制度資産の公正価値の変動				
期首残高	-	509	-	515
利息収益	-	18	-	16
制度資産に係る収益	-	49	-	24
管理費用支払額	-	4	-	4
事業主による拠出 (注)	-	11	-	-
制度より支払われた給付額	-	54	-	51
為替レートの変動による影響	-	14	-	10
期末残高	-	515	-	442
確定給付債務の純額	1,990	860	2,098	675

(注) 翌連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)の確定給付制度への拠出見込額は、20百万円であります。

制度資産の構成は以下のとおりであります。

制度資産の運用にあたっては、投資対象資産のリスクやリターンを考慮した上で、将来にわたり最適な組み合わせである政策的資産構成を策定しております。当社海外子会社の目標とする資産別配分比率は株式25%-35%、債券55%-65%及び不動産5%-10%であります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)		当連結会計年度 (2018年12月31日)	
	日本	海外	日本	海外
株式	-	183	-	157
債券	-	299	-	256
不動産	-	33	-	29
合計	-	515	-	442

(注) いずれも、活発な市場における公表市場価格がないものであります。

数理計算に用いた主要な仮定は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)		当連結会計年度 (2018年12月31日)	
	日本	海外	日本	海外
割引率	0.32%	1.30% ~3.40%	0.27%	1.30% ~4.10%
予想昇給率	1.67%	0.00% ~3.00%	1.54%	0.00% ~3.00%

(注) 数理計算上の仮定には、上記以外に、死亡率、退職率等が含まれております。

当連結会計年度末においては、割引率が変動した場合の確定給付制度債務に与える影響額は以下のとおりであります。なお、本分析では割引率以外の変動要因は一定であることを前提としております。

	当連結会計年度 (2018年12月31日)	
	日本	海外
割引率 0.25%上昇	48	26
割引率 0.25%低下	50	27

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2018年12月31日)	
	日本	海外
デュレーション	9.6年	4.2年~14.0年

17. 払込資本及びその他の資本

(1) 資本金及び資本剰余金

	授權株式数(株)	発行済株式数(株)
前連結会計年度(2017年1月1日)	100,000,000	40,029,700
増減		311,100
前連結会計年度(2017年12月31日)	100,000,000	40,340,800
増減		312,700
当連結会計年度(2018年12月31日)	100,000,000	40,653,500

(注) すべての普通株式は、会社の残余資産に関して同等と位置付けられております。
普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を100株につき1つ有しております。
当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら制限のない無額面の普通株式であります。

(2) 自己株式

	株式数(株)	金額(百万円)
前連結会計年度(2017年1月1日)	571,075	971
増減	-	-
前連結会計年度(2017年12月31日)	571,075	971
増減	162,535	468
当連結会計年度(2018年12月31日)	733,610	1,439

(注) 当連結会計年度の増加及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式162,500株が含まれております。

(3) 配当

(a) 配当金支払額

各連結会計年度における配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年3月24日 定時株主総会	普通株式	1,302	33.00	2016年12月31日	2017年3月27日
2017年8月8日 臨時取締役会	普通株式	1,229	31.00	2017年6月30日	2017年9月1日

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,312	33.00	2017年12月31日	2018年3月26日
2018年8月10日 臨時取締役会	普通株式	1,555	39.00	2018年6月30日	2018年9月3日

(注) 配当の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(b) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月22日 定時株主総会	普通株式	1,603	40.00	2018年12月31日	2019年3月25日

(注) 配当の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(4) その他の包括利益

その他の包括利益の各項目の内訳とそれらに係る税効果額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当期 発生額	組替 調整額	税効果前	税効果額	合計
確定給付制度の再測定	111	-	111	36	75
在外営業活動体の為替換算差額	859	-	859	-	859
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,220	75	1,295	387	908
ヘッジコスト	198	12	186	56	130
売却可能金融資産の公正価値の変動	200	-	200	60	140
合計	74	87	161	307	146

(注) キャッシュ・フロー・ヘッジ及びヘッジコストから純損益への組替調整額は、連結包括利益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に計上しています。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当期 発生額	組替 調整額	税効果前	税効果額	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産の公正価値の変動	71	-	71	21	50
確定給付制度の再測定	63	-	63	18	45
在外営業活動体の為替換算差額	3,304	-	3,304	-	3,304
キャッシュ・フロー・ヘッジ	246	219	27	8	19
ヘッジコスト	202	139	63	19	44
合計	3,482	80	3,402	28	3,374

(注) キャッシュ・フロー・ヘッジ及びヘッジコストから純損益への組替調整額は、連結包括利益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に計上しています。

(5) 資本管理

当社グループは、持続的成長を続け、企業価値を最大化するために資本管理をしております。

持続的成長の実現には、今後、外部資源の獲得等の事業成長に向けた事業投資機会が生じた際に、機動的な事業投資を実施するため、十分な資金調達余力の確保が必要であると認識しており、バランスある資本構成の維持を目指しております。

なお、当社が適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

18. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、プレジジョン・コンポーネントビジネス、リニアビジネス、その他ビジネスの3つを基本として構成しており、当社の最高経営責任者が経営資源の配分及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの3事業で計上する収益を売上収益として表示しております。なお、地域別の収益は販売元の所在地に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	リニアビジネス	その他	合計
売上収益				
日本	13,392	4,896	416	18,704
北米	15,057			15,057
欧州	26,790			26,790
アジア	13,634	699		14,333
合計	68,873	5,595	416	74,884
セグメント間収益の消去	9		43	52
連結収益合計	68,864	5,595	373	74,832
顧客との契約から認識した収益	68,864	5,595		74,459
その他の源泉から認識した収益			373	373

- (注) 1. 売上収益は外部顧客に対して販売している当社または連結子会社の所在地を基礎とした国別に分類しております。
2. その他の源泉から認識した収益には、IAS第17号に基づく賃貸収入等が含まれております。

プレジジョン・コンポーネントビジネス

プレジジョン・コンポーネントビジネスは、精密球、精密ローラー、リテーナー及びシートメタル部品等の製造販売を行っております。顧客の厳しい要求に合った様々な材質及びサイズの幅広い高品質製品を製造販売しております。このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。プレジジョン・コンポーネントビジネスにおける製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しており、一部の仕入代行取引など、会計上は代理人としての性質が強いと考えられる取引については、関連する原価と相殺の上、収益を純額で測定しております。

なお、当社グループでは、履行義務の充足後概ね6ヵ月以内に支払いを受けております。当該債権については、重大な金融要素は含んでおりません。

リニアビジネス

リニアビジネスは、主に工作機械等の稼働部分の精度を左右する部品として、精密な回転技術を応用したボールねじ（直動軸受案内）、ボールウエイ（LMガイド）等の部品及び中・大型送風機を製造販売しております。このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。リニアビジネスにおける製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

なお、当社グループでは、履行義務の充足後概ね6ヵ月以内に支払いを受けております。当該債権については、重大な金融要素は含んでおりません。

その他

その他は、不動産の賃貸等を行っております。不動産の賃貸においては、契約で定められた期間にわたり、不動産を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、不動産の賃貸におい

では、「連結財務諸表注記 3.重要な会計方針 (10)収益 (b)賃貸収入」に従って、リース期間にわたり、賃貸料を定額法で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、契約に基づいて毎月支払いを受けております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	16,496	14,648
合計	16,496	14,648

前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務の充足時期ごとの収益は以下のとおりです。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含みません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年以内	477	644
1年超	10	12
合計	487	656

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、契約コストから認識した資産に重要性はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

19. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価、販売費及び一般管理費の性質別分類は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
たな卸資産の変動	421	2,510
原材料、貯蔵品及び商品の購入額	22,505	28,731
従業員給付	10,113	15,245
減価償却費及び償却費	2,354	3,279
外注加工費	1,556	1,746
水道光熱費	2,206	3,015
荷造運搬費	1,556	2,408
支払手数料	2,057	841
その他	4,283	7,098
合計	47,051	64,873

20. その他の収益及び費用

その他の収益及び費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
その他の収益		
固定資産売却益	13	1
スクラップ売却益	31	76
繰延収益償却 (注)	34	34
その他	42	62
合計	120	173
その他の費用		
固定資産処分損	2	14
課徴金	46	13
クレーム費用	-	101
その他	6	62
合計	54	190

(注) 海外子会社で発生している政府補助金であります。

21. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
金融収益		
受取利息	26	19
受取配当金	6	8
その他	10	9
合計	42	36
金融費用		
支払利息	536	809
支払手数料	318	9
為替差損	21	246
その他	160	90
合計	1,035	1,154

22. 法人所得税及び繰延税金資産・繰延税金負債

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年1月1日)	企業結合	純損益を通じて 認識	その他の包括利益 を通じて認識	前連結会計年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産					
たな卸資産	320	-	71	-	249
退職給付に係る負債	641	28	24	36	681
未払賞与	59	-	12	-	71
未払費用	8	-	26	-	34
未払事業税	72	-	11	-	61
土地	128	-	-	-	128
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	141	-	-	387	528
ヘッジコスト	-	-	-	56	56
その他	190	37	16	-	211
合計	1,559	65	84	367	1,907
繰延税金負債					
土地及び建物	1,959	207	118	-	2,048
無形資産	55	1,600	10	-	1,665
減価償却費	1,083	955	15	-	2,053
留保利益	179	-	35	-	144
その他	225	146	377	60	54
合計	3,501	2,908	505	60	5,964
純額	1,942	2,843	421	307	4,057

(注) 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替レートの変動によるものであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2018年1月1日)	純損益を通じて 認識	その他の包括利益 を通じて認識	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産				
たな卸資産	249	115	-	364
退職給付に係る負債	681	38	18	737
未払賞与	71	4	-	75
未払費用	34	6	-	40
未払事業税	61	3	-	64
土地	128	-	-	128
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	528	-	8	536
ヘッジコスト	56	-	19	75
その他	211	135	-	76
合計	1,907	31	7	1,945
繰延税金負債				
土地及び建物	2,048	18	-	2,030
無形資産	1,665	166	-	1,499
減価償却費	2,053	171	-	1,882
留保利益	144	37	-	181
その他	54	89	21	122
合計	5,964	229	21	5,714
純額	4,057	260	28	3,769

(注) 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替レートの変動によるものであります。

(2) 未認識の繰延税金資産

当社グループがその便益を利用するために必要となる将来の課税所得を稼得する可能性が高くないため、以下の項目については繰延税金資産を認識しておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰越欠損金	263	621
合計	263	621

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効期限別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

失効期限	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年以内	-	7
1-2年	-	-
2-3年	6	-
3-4年	134	18
4-5年	-	69
5年超	123	527
合計	263	621

(3) 法人所得税費用

純損益で認識される法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
当期税金費用		
当事業年度	3,193	2,106
小計	3,193	2,106
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	455	104
税率変更	130	-
合計	2,608	2,002

実効税率の調整表

法定実効税率と実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
法定実効税率	30.2%	30.2%
在外子会社の税率差異	1.3%	5.4%
損金不算入費用	3.6%	0.1%
在外連結子会社留保利益に対する 繰延税金負債の増減	0.7%	0.4%
未認識の繰延税金資産	0.5%	1.2%
新税の賦課等による影響額	21.4%	4.9%
税率変更による影響額	2.5%	- %
その他	0.7%	1.1%
実際負担税率	49.5%	22.7%

- (注) 1 2015年3月31日に、日本の国会は「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年(平成27年)法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(2015年(平成27年)法律第2号)を可決しました。当該改正により、2017年1月1日以降に開始する年度の法定実効税率は、31.5%に変更となりました。
2016年3月29日に、日本の国会は「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年(平成28年)法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(2016年(平成28年)法律第13号)を可決しました。当該改正により、当社の2017年1月1日以降に開始する年度の法定実効税率は30.2%に、また、2019年1月1日以降に開始する年度の法定実効税率は29.9%に変更となります。
- 2 2017年12月22日の米国における税制改革法の成立に伴い、2018年1月1日より米国の連邦法人税率が現行の35%から21%に引き下げられるとともに、海外留保所得にかかるみなし配当課税の導入などが行われております。これに伴い、米国で計上されている繰延税金資産及び繰延税金負債を新しい法人税率で再評価したことにより、前連結会計年度において法人所得税費用が130百万円減少し、新税の賦課により、前連結会計年度において法人所得税費用が1,128百万円増加しております。

23. 1株当たり利益

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益	2,658百万円	6,819百万円
希薄化後1株当たり当期利益の算定に用いられた 当期利益調整額	- 百万円	- 百万円
希薄化後当期利益	2,658百万円	6,819百万円
発行済普通株式の加重平均株式数	39,614,656株	39,774,300株
希薄化後1株当たり当期利益の算定に用いられた 普通株式増加数		
ストック・オプションによる増加	977,175株	940,208株
役員報酬BIP信託による増加	- 株	5,525株
希薄化後1株当たり当期利益の算定に用いられた 普通株式の加重平均株式数	40,591,831株	40,720,033株
基本的1株当たり当期利益	67.09円	171.45円
希薄化後1株当たり当期利益	65.47円	167.46円

- (注) 1 基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、連結会計年度中の発行済普通株式の期中平均株式数により除して算出しております。
- 2 希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化性潜在的普通株式の転換を仮定して、普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。
- 3 基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定において、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均普通株式数から当該株式数を控除しております。

24. 株式に基づく報酬契約

1. ストック・オプション制度

(1) 株式報酬制度の内容

2018年12月31日現在で、当社グループは以下の株式に基づき報酬契約を有しております。

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社グループの取締役、執行役及び従業員の当社グループの業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することにあります。

オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与されております。行使期間は割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。また、付与日以降、権利確定日までに、対象者が当社グループを退職する場合は、当該オプションは失効いたします。

対象者に対して付与されたストック・オプションは、持分決済型株式報酬として会計処理されており、持分決済型株式報酬取引に関する費用を、前連結会計年度においては0百万円、当連結会計年度においては0百万円それぞれ連結包括利益計算書に計上しております。

	付与数(株)	付与日	行使期限	行使価格(円)	権利行使条件
第5回	1,694,000	2011年7月29日	2021年6月28日	1,026	(注)1
第6回	1,166,000	2011年7月29日	2021年6月28日	1,026	(注)2
第9回	126,000	2013年9月30日	2023年8月30日	1,026	(注)3
第10回	320,000	2013年9月30日	2023年8月19日	1,026	(注)4
第11回	90,500	2014年9月30日	2024年8月30日	1,163	(注)5
第12回	51,500	2014年9月30日	2024年8月19日	1,163	(注)6
第13回	185,000	2014年10月9日	2024年8月30日	1,163	(注)7
第14回	51,500	2014年10月9日	2024年8月30日	1,163	(注)8
第15回	35,000	2014年11月13日	2024年10月20日	1,163	(注)9
第16回	103,000	2014年11月13日	2024年10月20日	1,163	(注)10

(注) 1

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第5回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)	ベスティング日(1回目)	2012年6月30日
	ベスティング日(2回目)	2013年6月30日
	ベスティング日(3回目)	2014年6月30日
	ベスティング日(4回目)	2015年6月30日
	ベスティング日(5回目)	2016年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 2

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第6回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)	ベスティング日(1回目)	2012年6月30日
	ベスティング日(2回目)	2013年6月30日
	ベスティング日(3回目)	2014年6月30日
	ベスティング日(4回目)	2015年6月30日
	ベスティング日(5回目)	2016年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 3

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第9回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2016年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2017年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2018年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 4

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第10回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2016年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2017年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2018年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 5

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第11回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 6

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第12回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 7

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第13回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)	ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
	ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
	ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
	ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
	ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 8

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第14回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 9

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第15回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 10

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第16回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(2)ストック・オプションの変動状況

期末時点で未行使のストック・オプションの権利行使時点の加重平均残存契約年数は、前連結会計年度において4.6年、当連結会計年度において3.7年であります。

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)		当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	
	株数(株)	加重平均 行使価格 (円)	株数(株)	加重平均 行使価格 (円)
期首未行使残高	2,060,500	1,056	1,737,800	1,061
期中付与	-	-	-	-
期中失効	11,600	-	-	-
期中行使	311,100	1,026	312,700	1,038
期末未行使残高	1,737,800	1,061	1,425,100	1,066
期末行使可能残高	1,737,800	1,061	1,425,100	1,066

当連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は2,206 円であります。

2 業績連動型株式報酬制度

(1) 株式報酬制度の内容

当社は、当連結会計年度より、当社の執行役を対象に、当社の中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、中長期業績との連動性が高く、かつ透明性、客観性の高い、信託を利用した業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度における信託として、「役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託」（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。当社は、BIP信託を通じて、執行役の役位及び中期経営計画の業績目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を執行役に交付又は給付いたします。なお、本制度は、株式を交付等するものでありますので、行使価格はありません。

本制度は、対象期間中の毎年3月1日に、その直前に終了する事業年度末日時点で在任している執行役に対して、当該事業年度における役位に応じてあらかじめ定められたポイント（1ポイント＝1株）を付与します。対象期間終了後、執行役に対して付与されていた役位別ポイントの累計値に中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて、ポイント数を決定します。執行役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、原則として付与されるポイントの累積値に応じて決定します。

本制度は、持分決済型の株式報酬として会計処理しております。

(2) ポイント数の変動状況およびポイントの公正価値

期中におけるポイント数の変動状況は以下の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	ポイント数
期首残高	
権利付与（注）	25,713
権利失効	
権利行使	
期末残高	25,713
期末行使可能残高	

（注）当連結会計年度においては、2018年12月期を対象として2019年3月に付与予定のポイント数に基づき、株式報酬費用を認識しております。

当連結会計年度に付与されたポイントの公正価値は2,828円であります。なお、ポイントの付与日における公正価値は、付与日の株価に近似していることから、付与日の株価を使用しております。

(3) 株式報酬費用

本制度に係る費用計上額は、当連結会計年度において32百万円であり、連結包括利益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

25. 金融商品

(1) 会計上の分類及び公正価値

金融商品のカテゴリー別の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)	表示科目
金融資産			
償却原価で測定する区分			
現金及び現金同等物	12,001	13,304	現金及び現金同等物
営業債権及びその他の債権	17,017	15,024	営業債権及びその他の債権
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分			
株式	398	311	その他の投資
金融負債			
償却原価で測定する区分			
営業債務及びその他の債務	6,487	6,492	営業債務及びその他の債務
借入金(1年以内返済予定含む)	72,596	72,071	借入金
公正価値で測定する区分			
ヘッジに使用される通貨及び金利スワップ	1,615	1,948	その他の非流動負債

以下の表では、金融資産及び金融負債の公正価値及びそれらの公正価値ヒエラルキーのレベルを示しております。公正価値で測定されない金融資産又は金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれておりません。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2017年12月31日)	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の投資					
売却可能金融資産	398	396	-	2	398
合計	398	396	-	2	398
借入金(1年以内返済予定含む)	72,596	-	73,380	-	73,380
その他の非流動負債					
ヘッジに使用される通貨及び金利スワップ	1,615	-	1,615	-	1,615
合計	74,211	-	74,995	-	74,995

(注1) 前連結会計年度において、レベル間の重要な振替えが行われた金融商品はありませぬ。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2018年12月31日)	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定する金融資産					
株式(注1)	311	309	-	2	311
合計	311	309	-	2	311
公正価値で測定されない金融負債					
借入金(1年以内返済予定含む)	72,071	-	72,858	-	72,858
公正価値で測定する金融負債					

ヘッジに使用される通貨及び 金利スワップ(注2)	1,948	-	1,948	-	1,948
合計	74,019	-	74,806	-	74,806

(注1) 連結財政状態計算書の「その他の投資」に計上しています。

(注2) 連結財政状態計算書の「その他の非流動負債」に計上しています。

(注3) 当連結会計年度において、レベル間の重要な振替えが行われた金融商品はありません。

(2) 公正価値の測定

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

市場性のある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を見積もっております。市場価格が存在しない場合には、類似上場会社比較法により公正価値を見積もっております。

デリバティブ負債

デリバティブ負債については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき見積もっております。

営業債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

借入金

元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

レベル3の公正価値

以下の表は、レベル3の公正価値に関する期首残高と期末残高の調整表を示したものであります。

(単位：百万円)

	その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する金融資産
前連結会計年度(2017年1月1日)	2
当期の利得又は損失合計	
純損益	-
その他の包括利益	-
購入	-
売却	-
前連結会計年度(2017年12月31日)	2
当期の利得又は損失合計	
純損益	-
その他の包括利益	-
購入	-
売却	-
当連結会計年度(2018年12月31日)	2

(3) 金融リスク管理

当社グループは、金融商品から生じる以下のリスクに晒されております。当該リスクを回避又は低減するため、リスク管理を行っております。デリバティブはリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ・信用リスク（(a)参照）
- ・流動性リスク（(b)参照）
- ・市場リスク（(c)参照）

(a) 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかつた場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客からの債権から生じております。

金融資産の帳簿価額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内規である「与信管理規程」に基づき取引先ごとの期日及び残高管理を行うことで把握する体制としております。連結子会社については、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

重大な金融要素を含んでいない営業債権は、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を測定しております（単純化したアプローチ）。その他の債権については、原則として12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しておりますが、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額などをもとに、当該金融資産の回収に係る全期間の予想信用損失を個別に見積もって貸倒引当金の金額を測定しております（一般的なアプローチ）。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、主に期日経過情報を考慮するとともに、取引相手先の財務状況や過去の貸倒実績などを考慮しております。当社グループにおいては、原則として契約上の支払の期日超過が30日超である場合に、信用リスクが著しく増大していると判断しております。また、原則としてその全部または一部の回収が出来ない、または回収が極めて困難であるとされた場合において債務不履行が生じていると判断しております。これらの判断には、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しており、当該情報に基づいて反証可能である場合には、信用リスクの著しい増大は生じていないものと判断しております。

いずれの金融資産についても、債務者の破産等による法的整理の手続きの開始等があった場合には、信用減損金融資産として取扱っております。

貸倒引当金の認識対象となる金融資産の総額での帳簿価額は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2017年12月31日）

（単位：百万円）

期日経過期間	単純化したアプローチを適用した金融資産	一般的なアプローチを適用した金融資産			合計
		ステージ1 12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定	ステージ2 全期間の予想信用損失に等しい金額で測定	ステージ3 全期間の予想信用損失に等しい金額で測定	
期日経過前	14,446	567	-	-	15,013
期日経過後30日以内	1,391	-	-	-	1,391
期日経過後31 - 90日	402	-	-	-	402
期日経過後91 - 180日	197	-	6	-	203
期日経過後180日超	83	-	-	-	83
合計	16,519	567	6	-	17,092

当連結会計年度（2018年12月31日）

(単位：百万円)

期日経過期間	単純化したアプローチを適用した金融資産	一般的なアプローチを適用した金融資産			合計
		ステージ1 12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定	ステージ2 全期間の予想信用損失に等しい金額で測定	ステージ3 全期間の予想信用損失に等しい金額で測定	
期日経過前	13,010	433	-	-	13,443
期日経過後30日以内	1,040	-	-	-	1,040
期日経過後31 - 90日	219	-	-	-	219
期日経過後91 - 180日	171	-	-	-	171
期日経過後180日超	209	-	-	-	209
合計	14,649	433	-	-	15,082

(注) 単純化したアプローチを適用している金融資産およびステージ1の金融資産の予想信用損失は、リスクの特徴が類似したものごとにグルーピングした上で、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて集散的に評価しております。ステージ2およびステージ3の金融資産の予想信用損失は、取引相手先の財務状況に将来の経済状況の予測等を加味した上で個別に評価しております。

貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。貸倒引当金は主に単純化したアプローチを適用した金融資産に係るものであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
期首残高	49	75
期中増加額	24	15
期中減少額(目的使用)	-	23
期中減少額(その他)	-	6
その他(注)	2	3
期末残高	75	58

(注) その他は主に為替レートの変動による影響であります。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループは、流動性の管理に関して、許容できない損失を発生させたり、当社グループの評判にダメージを及ぼし得るリスクを負ったりすることなく、通常時においても逼迫した状況下においても、満期時に債務を履行するために、十分な流動性があることを可能な限り確実にするようなアプローチを採用しております。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで管理しており、流動性リスクは少ないと考えております。

流動性リスクのエクスポージャー

報告日における金融負債の契約上の満期は以下のとおりであります。これらの金額は割引前の総額で示されており、利息支払額の見積りを含み、相殺契約の影響を除外しております。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2017年12月31日)	帳簿 価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年 以内	1 - 2年	2 - 3年	3 - 4年	4 - 5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	6,487	6,487	6,487	-	-	-	-	-
借入金 (1年内返済予定含む)	72,596	79,756	1,120	9,598	1,077	9,532	9,811	48,618
デリバティブ金融負債								
その他の非流動負債								
ヘッジに使用される通貨 及び金利スワップ	1,615	2,372	210	211	212	275	296	1,168
合計	80,698	83,871	7,397	9,387	865	9,257	9,515	47,450

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2018年12月31日)	帳簿 価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年 以内	1 - 2年	2 - 3年	3 - 4年	4 - 5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	6,492	6,492	6,479	9	4	0	0	-
借入金 (1年内返済予定含む)	72,071	79,976	9,839	1,302	9,754	10,036	8,015	41,030
デリバティブ金融負債								
その他の非流動負債								
ヘッジに使用される通貨 及び金利スワップ	1,948	3,507	439	440	503	523	613	989
合計	80,511	82,961	15,879	871	9,255	9,513	7,402	40,041

(c) 市場リスク

市場リスクとは、外国為替レート、利子率、及び株価等の市場価格の変動に関するリスクであり、当社グループの収益又はその保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものであります。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にすると同時に、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメーター内で管理しコントロールすることにあります。

為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、グループ各社の機能通貨以外の通貨建ての取引について、為替の変動リスクに晒されております。これらの取引における通貨は主に円、ユーロ、米国ドルであります。

当該リスクに関しては、当社の内規であります「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき為替予約又は通貨スワップを利用する体制としております。

為替感応度分析

当社グループが決算日現在において保有する金融商品において、機能通貨に対して、機能通貨以外の各通貨が10%増価した場合の、連結包括利益計算書の税引後当期利益に与える影響は以下のとおりであります。

機能通貨建ての金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
税引後当期利益	131	200

金利リスク

長期借入金は主に、M & Aに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払金利の固定化を図るためにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っております。

金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、ベース・ポイント・バリュー等の金利感応度分析は行っておりません。

株価リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、株価変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に公正価値を報告する体制としております。

当社グループの株価変動リスクに対する感応度分析は以下のとおりであります。この分析は、他の変数が一定であると仮定した上で、上場株式の株価が10%上昇した場合に連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮後)に与える影響を示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
税引後その他の包括利益	28	22

(4) デリバティブ及びヘッジ会計

リスク管理方針

当社グループでは変動利付借入及び外貨建て借入を行っており、その範囲で金利リスクならびに為替リスクにさらされております。当社グループは「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき事業活動上で発生する金利リスクや為替リスクを軽減するために金利スワップ及び金利通貨スワップを締結し、変動利付借入を実質的に固定金利借入に変換する、ならびに外貨建て借入を実質的に円貨の固定金利借入に転換し、キャッシュ・フローの支払額を円貨で固定化するリスク管理方針を採用しております。デリバティブは実需を伴う取引に限定し、投機目的では保有しておりません。

当社グループは変動利付借入金の金利の金利リスクならびに外貨建て借入金の元本及び金利の金利リスクと為替リスクをヘッジ対象として指定し、金利スワップ及び金利通貨スワップから通貨ベース・スプレッドを除いた部分をヘッジ手段として指定することをヘッジ方針としております。ヘッジ比率は概ね1:1であります。

当社グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか、あるいは、密接に合致しているかについての定性的評価、あるいはヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価値変動を相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しております。当社グループは有効性の高いヘッジを行っており、非有効部分の金額に重要性はありません。非有効部分の発生が見込まれるヘッジ関係については、定量的な手法で非有効金額を算定しております。

ヘッジ手段の名目金額の時期の概要及びヘッジ手段の平均価格または平均レート

当社グループは変動利付借入金の金利ならびに外貨建て変動利付借入金の金利と為替の変動エクスポージャーをヘッジするために以下の金融商品を保有しております。なお、金利通貨スワップから通貨ベース・スプレッドを除いた部分をヘッジ手段として指定しており、除いた通貨ベース・スプレッド部分はヘッジのコスト処理をしております。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)			当連結会計年度 (2018年12月31日)		
	1年以内	1-5年	5年超	1年以内	1-5年	5年超
金利リスク						
金利スワップ						
契約価額(百万円)	-	7,698	1,500	-	9,142	-
固定金利の平均レート	-	1.50%	0.97%	-	1.42%	-
金利リスク/為替リスク						
金利通貨スワップ						
契約価額(百万USドル)	-	-	185	-	9	176
円貨換算額(百万円)	-	-	20,914	-	914	20,000
平均為替レート(円・USドル)	-	-	113.17	-	101.50	113.77
固定金利の平均レート	-	-	0.95%	-	0.60%	0.97%

デリバティブの定量情報（ヘッジ会計適用部分）

（単位：百万円）

	ヘッジ手段	前連結会計年度 （2017年12月31日）		当連結会計年度 （2018年12月31日）	
		想定元本	帳簿価額	想定元本	帳簿価額
金利リスク	金利スワップ	9,198	323	9,142	236
金利リスク／為替リスク	通貨及び金利スワップ	20,914	1,292	20,914	1,712
合計		30,112	1,615	30,056	1,948

連結財政状態計算書において、デリバティブから生じた資産は「その他の非流動資産」、負債は「その他の非流動負債」に計上しております。

公正価値は取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジのキャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間は、1年から8年であり、純損益に影響を与えることになると見込まれる期間はほぼ同時であると予測されます。

ヘッジ会計の適用による連結包括利益計算書に与える影響（税効果考慮前）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）				当連結会計年度 （自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）			
	キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジに認識し たヘッジ損 益	ヘッジコス トに認識し たヘッジ損 益	キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジから純損 益にリサイ クルした金 額	ヘッジコス トから純損 益にリサイ クルした金 額	キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジに認識し たヘッジ損 益	ヘッジコ ストに認 識した ヘッジ損 益	キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジから純損 益にリサイ クルした金 額	ヘッジコ ストから 純損益に リサイク ルした金 額
金利リスク	4	-	101	-	7	-	95	-
金利リスク／ 為替リスク	1,216	198	176	12	239	202	124	139
合計	1,220	198	75	12	246	202	219	139

キャッシュ・フロー・ヘッジ、ヘッジコストから純損益にリサイクルした金額は、連結包括利益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に計上しております。

ヘッジ対象に関する金額（税効果考慮前）

報告日現在のヘッジ対象として指定された項目に関する金額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	ヘッジ非有効部分を認識 する基礎として用いた ヘッジ対象の価値の変動	キャッシュ・フロー ヘッジ	ヘッジコスト
金利リスク～変動利付借入金			
前連結会計年度（2017年12月31日）	4	323	-
当連結会計年度（2018年12月31日）	7	236	-
為替と金利の複合リスク～外貨建借入金			
前連結会計年度（2017年12月31日）	1,216	1,446	186
当連結会計年度（2018年12月31日）	239	1,560	249

資本の各内訳項目の調整表及びその他の包括利益の分析（税効果考慮前）

以下の表は資本の構成要素のリスク分類別の調整表及びキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用から生じたその他の包括利益項目の分析を示しております。

（単位：百万円）

キャッシュ・フローヘッジ	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
期首現在の残高	474	1,769
公正価値の変動		
金利リスク	4	7
為替と金利の複合リスク	1,216	239
純損益に振り替えた額		
金利リスク	101	95
為替と金利の複合リスク	176	124
期末日現在の残高	1,769	1,796
ヘッジコスト		
期首現在の残高	-	186
公正価値の変動		
金利リスク	-	-
為替と金利の複合リスク	198	202
純損益に振り替えた額		
金利リスク	-	-
為替と金利の複合リスク	12	139
期末日現在の残高	186	249

26. リース

(1) ファイナンス・リース

借り手としてのリース

当社グループは、一部の建物及び土地をファイナンス・リースにより賃借しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるファイナンス・リースにより賃借している資産の帳簿価額（減価償却累計額控除後）は、以下のとおりであり、連結財政状態計算書の有形固定資産に含まれております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
建物	165	139
土地	159	118

ファイナンス・リース契約に基づく将来最低リース料の期日別内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年以内	52	48
1年超5年以内	206	193
5年超	263	198
合計	521	439
将来財務費用	206	164
将来最低リース料の現在価値	315	275

ファイナンス・リース契約に基づく将来最低リース料の現在価値の期日別内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年以内	21	21
1年超5年以内	105	108
5年超	189	146
合計	315	275

一部のリース契約には、更新または購入選択権及びエスカレーション条項を含んでおります。

変動リース料及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入れ及び追加リースに係る制限など）はありません。

(2) オペレーティング・リース

貸手としてのリース

当社グループは、投資不動産を第三者に賃貸しております。（注記11参照）

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来最低リース料の期日別内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年以内	361	361
1年超5年以内	1,284	924
5年超	-	-
合計	1,645	1,284

27. 関連当事者

(1) 親会社

当社グループの親会社は、CJP TN Holdings, L.P.でありましたが、CJP TN Holdings, L.P.による当社株式の売却に伴い、2017年10月4日付で当社グループの関連当事者（親会社）に該当しないこととなりました。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
報酬	347	592

(注) 上記報酬には役員報酬BIP信託に係る報酬が含まれております。当該金額については、「連結財務諸表注記 24.株式に基づく報酬契約 2 業績連動型株式報酬制度 (3)株式報酬費用」に記載しております。

(3) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

会社の名称又は氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	未決済残高
CJP TN Holdings, L.P.	親会社	配当金の支払	1,193	
山田 賢司	当社取締役 兼専務執行役	ストック・オプションの 行使(注2)	12	

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

会社の名称又は氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	未決済残高
高宮 勉	当社取締役 兼代表執行役CEO	ストック・オプションの 行使(注1)	12	
茅原 和朗	当社執行役	ストック・オプションの 行使(注2)	12	
酒井 秀行	当社執行役	ストック・オプションの 行使(注2)	136	

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

2014年10月1日開催の臨時株主総会及び2014年10月1日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの、当事業年度における権利行使を記載しております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

2011年6月29日開催の定時株主総会及び2011年6月29日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの権利行使を記載しており、「取引金額」欄は、ストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

28. 子会社一覧

子会社の状況は以下のとおりであります。なお、当社グループには重要な非支配持分は存在せず、また、共同支配企業及び持分法適用関連会社は存在しておりません。

名称	所在地	セグメントの 名称	議決権の所有割合（％）	
			前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
TN AMERICAS, INC.	米国 ジョージア州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0	100.0
TN GEORGIA, INC.	米国 ジョージア州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN MICHIGAN, LLC.	米国 ミシガン州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN AMERICAS INTERNATIONAL, INC.	米国 ジョージア州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN TENNESSEE, LLC.	米国 テネシー州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN POLSKA Sp. z o.o.	ポーランド クラシュニク市	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN EUROPE, B.V.	オランダ ユトレヒト州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN EUROPE INTERNATIONAL, B.V.	オランダ ユトレヒト州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN NETHERLANDS, B.V.	オランダ ユトレヒト州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN ITALY, S.P.A.	イタリア ピエモンテ州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN SLOVAKIA, s.r.o.	スロバキア ジリナ県	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN BOSNIA DOO KONJIC	ボスニア・ヘル ツェゴビナ ネレトヴァ県	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	99.9 (99.9)	99.9 (99.9)
TN TAICANG CO., LTD.	中国 江蘇省太倉市	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN CHONGQING CO., LTD.	中国 重慶市	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN KUNSHAN CO., LTD.	中国 江蘇省昆山市	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
KUNSHAN TN TRADING CO., LTD.	中国 江蘇省昆山市	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN INDIA PRIVATE LIMITED	インド ダードラー及びナ ガル・ハーヴェー リー連邦直轄領	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN UNITED KINGDOM, LTD.	英国 ウエスト・サセッ クス州	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
TN RAYONG., LTD.	タイ ラヨン県	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (99.9)	100.0 (99.9)
TN ASIA PTE. LTD.	シンガポール	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0	100.0
TN TAIWAN CO., LTD.	台湾 台中市	リニア ビジネス	95.0	95.0

名称	所在地	セグメントの 名称	議決権の所有割合（％）	
			前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
TN KOREA CO., LTD.	韓国 ソウル市	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
椿鋼球(株)	奈良県葛城市	プレジジョン・ コンポーネント ビジネス	100.0	100.0
椿興産(株)	奈良県葛城市	その他	100.0	100.0

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数を示しております。

29. コミットメント

有形固定資産の取得に関して契約上確約している重要なコミットメントは、前連結会計年度末52百万円、当連結会計年度末250百万円であります。

30. 企業結合

当社グループは2017年8月17日（日本時間）付で、米国テネシー州に本拠を置くNN, INC.グループが営む精密ベアリング部品（Precision Bearing Components）事業（以下「PBC事業部」といいます。）の譲受けを目的として、TN TENNESSEE, LLC.及びNN International B.V.（現TN EUROPE, B.V.）の株式の全てを現金を対価として取得いたしました。当該企業結合に関し、前連結会計年度において取得対価の配分が完了しなかったため暫定的な処理を行っていましたが、当連結会計年度に配分が完了しております。

(1) 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

（単位：百万円）

現金及び現金同等物	1,781
営業債権及びその他の債権	5,481
たな卸資産	6,443
有形固定資産	14,255
無形資産	7,491
資産その他	565
営業債務及びその他の債務	3,370
繰延税金負債	2,908
負債その他	2,574
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	27,164
のれん（注1）	17,137
合計	44,301

現金及び現金同等物	44,297
非支配持分（注2）	4

（注1）のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんのうち2,485百万円は税務上損金に計上できます。

（注2）非支配持分は、NN International B.V.（現TN EUROPE, B.V.）の子会社に対するものであります。

当連結会計年度において、取得対価の配分が完了したことに伴い、当初の暫定的な金額を遡及修正しました。これに伴い取得日において、主として有形固定資産が3,799百万円、無形資産が7,306百万円、繰延税金負債が

2,477百万円増加し、のれんが9,218百万円減少しました。

前連結会計年度の連結財政状態計算書についても、上記取得対価の配分の完了による遡及修正を行っており、主として有形固定資産が3,834百万円、無形資産が7,375百万円、繰延税金負債が2,393百万円増加し、のれんが9,469百万円減少しました。

また、前連結会計年度の連結包括利益計算書において、売上原価が602百万円、販売費及び一般管理費が124百万円増加し、法人所得税費用が207百万円減少したことにより、当期利益が519百万円減少しております。

なお、PBC事業部は取得日から2017年12月31日までの137日間に、売上収益11,893百万円、当期利益374百万円を当社グループの経営成績にもたらしました。

仮に2017年1月1日にPBC事業部の取得が行われていたとすると、前連結会計年度の連結包括利益計算書におけるPBC事業部の売上収益は30,773百万円、当期利益は1,759百万円となっていたと見積もっています。(非監査情報)

(2) 取得により生じた正味キャッシュ・フロー

(単位：百万円)

子会社の取得による支出(純額)	
現金による取得対価	44,143
被取得企業が保有する現金及び現金同等物	1,781
合計(注)	42,362

(注) 上記合計金額のうち、前連結会計年度における支出額は42,272百万円です。

(3) 取得関連費用

取得に関連して、法律関係の手数料及びデューデリジェンス関連の費用等1,381百万円が当社グループに発生いたしました。これらの費用は前連結会計年度の連結包括利益計算書における「販売費及び一般管理費」に含まれております。

31. 重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	19,490	38,901	57,202	74,832
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	2,381	4,840	6,938	8,824
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益 (百万円)	1,738	3,515	5,441	6,819
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	43.64	88.27	136.80	171.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益 (円)	43.64	44.63	48.53	34.65

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,999	4,129
受取手形	680	594
電子記録債権	600	757
売掛金	1 2,903	1 2,947
商品及び製品	2,688	2,995
仕掛品	2,039	2,405
原材料及び貯蔵品	796	1,005
繰延税金資産	174	187
短期貸付金	2	1 1,703
その他	1 536	1 456
流動資産合計	15,420	17,182
固定資産		
有形固定資産		
建物	662	725
構築物	48	63
機械及び装置	676	873
車両運搬具	7	8
工具、器具及び備品	40	81
土地	6,775	6,775
建設仮勘定	77	105
有形固定資産合計	8,288	8,634
無形固定資産		
のれん	2 14,591	2 13,014
その他	39	42
無形固定資産合計	14,631	13,056
投資その他の資産		
投資有価証券	356	286
関係会社株式	35,106	72,657
関係会社立替金	36,349	-
長期貸付金	1 1,982	1 278
その他	22	37
投資その他の資産合計	73,817	73,259
固定資産合計	96,737	94,950
資産合計	112,157	112,132

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 1,135	1 1,374
短期借入金	155	8,655
未払金	770	631
未払費用	1 413	1 464
未払法人税等	457	342
賞与引当金	200	209
その他	1 98	1 162
流動負債合計	3,230	11,838
固定負債		
長期借入金	72,440	63,416
長期預り保証金	300	300
繰延税金負債	1,202	1,164
退職給付引当金	1,923	1,987
役員退職慰労引当金	47	17
株式給付引当金	-	31
その他	1,614	1,948
固定負債合計	77,528	68,866
負債合計	80,759	80,705
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,458	16,620
資本剰余金		
資本準備金	9,730	9,892
その他資本剰余金	914	914
資本剰余金合計	10,644	10,806
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,233	6,429
利益剰余金合計	6,233	6,429
自己株式	970	1,438
株主資本合計	32,365	32,418
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	142	93
繰延ヘッジ損益	1,109	1,084
評価・換算差額等合計	966	991
新株予約権	0	0
純資産合計	31,398	31,427
負債純資産合計	112,157	112,132

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	1 19,396	1 19,754
売上原価	1 14,167	1 14,548
売上総利益	5,228	5,206
販売費及び一般管理費	1, 2 3,763	1, 2 3,757
営業利益	1,464	1,449
営業外収益		
受取利息	1 29	1 15
受取配当金	1 3,129	1 3,122
為替差益	142	-
その他	1 51	1 65
営業外収益合計	3,353	3,204
営業外費用		
支払利息	509	762
為替差損	-	18
支払手数料	318	9
クレーム対応費用	-	100
その他	67	39
営業外費用合計	895	930
経常利益	3,922	3,723
特別利益		
特別損失		
税引前当期純利益	3,922	3,723
法人税、住民税及び事業税	791	700
法人税等調整額	19	40
法人税等合計	772	659
当期純利益	3,150	3,063

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	16,298	9,570	914	10,484	5,613	5,613	970	31,426	
当期変動額									
新株の発行	159	159		159				319	
剰余金の配当					2,530	2,530		2,530	
当期純利益					3,150	3,150		3,150	
自己株式の取得								-	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	159	159	-	159	619	619	-	938	
当期末残高	16,458	9,730	914	10,644	6,233	6,233	970	32,365	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	5	331	337	0	31,088
当期変動額					
新株の発行				0	319
剰余金の配当					2,530
当期純利益					3,150
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	148	777	629	0	629
当期変動額合計	148	777	629	0	309
当期末残高	142	1,109	966	0	31,398

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	16,458	9,730	914	10,644	6,233	6,233	970	32,365	
当期変動額									
新株の発行	162	162		162				324	
剰余金の配当					2,866	2,866		2,866	
当期純利益					3,063	3,063		3,063	
自己株式の取得							467	467	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	162	162	-	162	196	196	467	53	
当期末残高	16,620	9,892	914	10,806	6,429	6,429	1,438	32,418	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	142	1,109	966	0	31,398
当期変動額					
新株の発行				0	324
剰余金の配当					2,866
当期純利益					3,063
自己株式の取得					467
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	49	25	24	0	24
当期変動額合計	49	25	24	0	28
当期末残高	93	1,084	991	0	31,427

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(プレジジョン・コンポーネントビジネス)

個別法による原価法(リニアビジネス)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

いずれも貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、のれんは発生日以後20年間で均等償却しております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

将来、支出が見込まれる役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて算定される期末要支給額を引当計上しております。

なお、2015年1月26日に役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、制度廃止までの在任期間に対応する相当額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく執行役への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ
為替予約取引・通貨スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息
外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨建取引について将来の為替リスクを回避するため、当社の内規であります「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき為替予約取引及び通貨スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性を評価しております。

6 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てにより表示しております。

(未適用の会計基準等)

1. 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会）及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

（会計処理の見直しを行った主な取扱い）

- ・ 個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・ （分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等については、2019年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用により、子会社株式等に係る将来加算一時差異の取

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
短期金銭債権	605百万円	2,401百万円
短期金銭債務	194 "	333 "
長期金銭債権	1,977 "	276 "

2 のれん

前事業年度(2017年12月31日)

旧㈱ツバキ・ナカシマとの合併時に受け入れたものであります。

当事業年度(2018年12月31日)

旧㈱ツバキ・ナカシマとの合併時に受け入れたものであります。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,254百万円	1,091百万円
営業費用	4,798 "	5,847 "
営業取引以外の取引による取引高	3,152 "	3,136 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
荷造運搬費	453百万円	445百万円
従業員給料及び賞与	457 "	469 "
賞与引当金繰入額	28 "	25 "
退職給付費用	16 "	22 "
減価償却費	16 "	19 "
のれん償却額	1,577 "	1,577 "

おおよその割合

販売費	25%	25%
一般管理費	75 "	75 "

(有価証券関係)

前事業年度(2017年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 35,106百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2018年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 72,657百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	46百万円	60百万円
役員退職慰労引当金	14 "	5 "
株式給付引当金	- "	9 "
退職給付引当金	575 "	594 "
賞与引当金	60 "	62 "
未払費用	9 "	9 "
未払事業税	46 "	43 "
土地	127 "	127 "
繰延ヘッジ損益	473 "	462 "
その他	15 "	15 "
繰延税金資産小計	1,369 "	1,391 "
評価性引当額	146 "	137 "
繰延税金資産合計	1,223百万円	1,254百万円
繰延税金負債		
土地及び建物	1,835百万円	1,838百万円
圧縮記帳積立金	88 "	86 "
子会社株式	266 "	266 "
投資有価証券	60 "	39 "
繰延税金負債合計	2,250百万円	2,231百万円
繰延税金負債純額	1,027百万円	976百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.2%	30.2%
(調整)		
受取配当金益金不算入	22.9%	24.2%
のれん償却額	12.1%	12.8%
その他	0.3%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7%	17.7%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	4,872	113	10	50	4,975	4,250
	構築物	565	18	-	3	584	520
	機械及び装置	18,951	396	449	168	18,898	18,025
	車両運搬具	113	4	-	3	117	109
	工具、器具及び備品	1,441	70	6	28	1,504	1,423
	土地	6,775	-	-	-	6,775	-
	建設仮勘定	77	654	626	-	105	-
	計	32,798	1,256	1,092	254	32,963	24,328
無形固定資産	のれん	31,024	-	-	1,577	31,024	18,009
	その他	72	14	-	11	86	44
	計	31,096	14	-	1,588	31,110	18,054

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

郡山工場	機械及び装置	NC旋盤	48百万円
葛城工場	機械及び装置	B800研磨機及びコンベア	54百万円
葛城工場	機械及び装置	排水処理設備	37百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

郡山工場	機械及び装置	ねじ研削盤	75百万円
郡山工場	機械及び装置	雄ねじ研削盤	49百万円
郡山工場	機械及び装置	丸ボールねじ自動曲り修正機	37百万円

3. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	200	209	200	209
役員退職慰労引当金	47	2	31	17
株式給付引当金	-	31	-	31

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.tsubaki-nakashima.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) 2018年3月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年3月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日) 2018年 5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第2四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年 8月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第3四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2018年9月20日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(連結子会社からの配当)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月28日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 池 亮 介 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツバキ・ナカシマの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ツバキ・ナカシマ及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツバキ・ナカシマの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ツバキ・ナカシマが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月28日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 池 亮 介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツバキ・ナカシマの2018年1月1日から2018年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツバキ・ナカシマの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。